

(公印・契印省略)

総 政 企 第 271 号

令 和 8 年 10 月 19 日

統計委員会委員長

津 谷 典 子 殿

総務大臣

藤 井 比 早 之

諮問第216号

作物統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和8年10月6日付け8統計第523号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(参考：別添の申請関連書類の目次)

1. 申請書	1
2. 申請事項記載書	2
➤ 本文部分	
《その1：耕地面積調査、水稻に係る調査》	2
《その2：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査》	6
《その3：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査》	10
➤ 別添部分	14
➤ 調査票部分	22
3. 変更後の調査計画（注：申請内容を反映した令和9年産以降の調査計画）	25
➤ 本文部分	
《その1：水稻に係る調査》	25
《その2：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査》	28
《その3：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査》	33
➤ 別添1 作物統計調査の調査期日及び調査範囲	38
➤ 別添2 作付面積調査及び収穫量調査に係る作物の選定基準	40
➤ 別添3 標本の抽出方法	41
➤ 別添4 作物統計調査 集計事項一覧	45
➤ 別添5 調査結果の公表予定時期	46
➤ 調査票（別記様式第1～24号）	47
4. 作物統計調査の必要性等について	106

(公印・契印省略)

8 統計第523号

令和8年10月6日

総務大臣 殿

農林水産大臣 築 和生

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

作物統計調査

主管部課	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課
事務担当者	課長補佐（企画班） 瀬戸口 大輔 電話 03 (3501) 4502 e-mail daisuke_setoguchi310@maff.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称 作物統計調査

2 変更の内容

＜目次＞

◆調査計画本文（その１：耕地面積調査、水稻に係る調査） P 1

◆調査計画本文（その２：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査） P 5

◆調査計画本文（その３：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査） P 9

◆別添１ P13

◆別添３ P15

◆別添４ P18

◆別添５ P20

◆調査票（別記様式第１号） P21

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
調査計画 （その１：水稻に係る調査） 1 調査の名称 作物統計調査 （その１：水稻に係る調査）（注１） （注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。 面積調査については、<u>作付面積調査とする。</u> 作況調査については、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。</u> 水稻については、このうち、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査を行う。</u> <u>水稻の作付面積の把握及び公表については、注６を参照。</u> <u>なお、耕地面積の把握及び公表については、注７を参照。</u> 3 調査対象の範囲 （２）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☐事業所 ☐企業・法人・団体 ☐	調査計画 （その１：<u>耕地面積調査</u>、水稻に係る調査） 1 調査の名称 作物統計調査 （その１：<u>耕地面積調査</u>、水稻に係る調査）（注１） （注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。 面積調査は、<u>耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。</u> 作況調査は、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。</u> 水稻については、このうち、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査を行う。</u> <u>水稻の作付面積については、注７を参照。</u> 3 調査対象の範囲 （２）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☐事業所 ☐企業・法人・団体 ☐	耕地面積調査について、<u>実測調査を行わず、毎年、原則３月３１日現在の人工衛星データを用いて更新した耕地の位置や形状等をデジタル化した情報（筆ポリゴン）を基に、行政記録情報と必要に応じて現地確認する結果により、情報を補完の上、取りまとめを行うこととするため（以</u>

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
地方公共団体 ■その他) (削る) 予想収穫量調査、収穫量調査 水稻の栽培の用に供される土地 4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (3) 報告義務者 水稻に係る予想収穫量調査及び収穫量調査については、報告者(耕地の所有者又は耕作者)から回答を求める方法に代えて、地方農政局等^(注2)の職員又は統計調査員による実測、巡回・見積り及び情報収集(以下「実測調査」という。)により行う。 水稻に係る予想収穫量調査及び収穫量調査を行う作況標本筆(水稻の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出した区域:約8,000筆)の抽出方法については、別添3の「1 作況標本筆の抽出方法」を参照。 (注2)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項^(注3) (削る) ア 予想収穫量調査(詳細は、調査票(別記様式第23号)を参照) 水稻の時期別の予想収穫量 イ 収穫量調査(詳細は、調査票(別記様式第23号)を参照) 水稻の収穫量 〔集計しない事項の有無〕 ■無 □有	地方公共団体 ■その他) <u>ア 耕地面積調査</u> <u>農作物の栽培を目的とする土地及び農作物の栽培を目的としていた土地</u> <u>イ</u> 予想収穫量調査、収穫量調査 水稻の栽培の用に供される土地 4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (3) 報告義務者 <u>耕地面積調査</u>、水稻に係る予想収穫量調査及び収穫量調査については、報告者(耕地の所有者又は耕作者)から回答を求める方法に代えて、地方農政局等^(注2)の職員又は統計調査員による実測、巡回・見積り及び情報収集(以下「実測調査」という。)により行う。 <u>耕地面積調査を行う標本単位区(全国の区域を区分して設けた耕地が存在する区域(単位区)から抽出した区域:約29,000単位区)並びに</u>水稻に係る予想収穫量調査及び収穫量調査を行う作況標本筆(水稻の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出した区域:約8,000筆)の抽出方法については、別添3の「1 標本単位区の抽出方法」及び「2 作況標本筆の抽出方法」を参照。 (注2)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項^(注3) <u>ア 耕地面積調査(詳細は、調査票(別記様式第1号)を参照)</u> <u>耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積</u> <u>イ</u> 予想収穫量調査(詳細は、調査票(別記様式第24号)を参照) 水稻の時期別の予想収穫量 <u>ウ</u> 収穫量調査(詳細は、調査票(別記様式第24号)を参照) 水稻の収穫量 〔集計しない事項の有無〕 ■無 □有	下、調査計画その1、その2の1、その3の1について同じ。)

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
(注3) いずれの調査についても実測調査として様々な情報を収集して行うことから、報告を求める事項は、取りまとめる事項として記載している。 (2) 基準となる期日又は期間 調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日現在によって行う(別添1の「<u>2</u> 予想収穫量調査」及び「<u>3</u> 収穫量調査」を参照)。 7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 (削る) ア 予想収穫量調査 (注5) (9月25日現在調査) 9月中旬～9月下旬 (10月25日現在調査) 10月中旬～10月下旬 イ 収穫量調査 水稻の収穫期 (削る) (注5) 水稻の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要がある、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査(9月25日現在、10月25日現在)及び、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。 8 集計事項 前記5 (1)に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。	(注3) いずれの調査についても実測調査として様々な情報を収集して行うことから、報告を求める事項は、取りまとめる事項として記載している。 (2) 基準となる期日又は期間 調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日現在によって行う(別添1の「<u>1</u> 耕地面積調査」、「<u>3</u> 予想収穫量調査」及び「<u>4</u> 収穫量調査」を参照)。 7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ア 耕地面積調査 (注5) <u>7月上旬～7月下旬</u> イ 予想収穫量調査 (注6) (9月25日現在調査) 9月中旬～9月下旬 (10月25日現在調査) 10月中旬～10月下旬 ウ 収穫量調査 水稻の収穫期 <u>(注5) 7月中に調査を行うことを原則としつつ、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に赴いて実測調査として行う性格上、梅雨や高温などの天候状況を考慮し、必要に応じて6月から実測調査を行う場合がある。これにより、調査の基準となる7月15日までに実測調査を終えた地域にあっては、状況に大きな変動が見られなければ、当該調査結果を7月15日時点の結果として扱う。</u> (注6) 水稻の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要がある、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査(9月25日現在、10月25日現在)及び、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。 8 集計事項 前記5 (1)に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。	

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
詳細については、別添 4 (注 6、7 及び 8) を参照。 (注 6) 水稻に係る作付面積については、実測調査を行わず、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」(平成26年 4 月 1 日付け 25生産第3578号)に基づき、農林水産省が各都道府県・各地域別に公表する作付状況のデータを活用し、補完の上、取りまとめ、公表する。 (注 7) 耕地面積については、実測調査を行わず、毎年、原則3月31日現在の人工衛星データを用いて更新した耕地の位置や形状等をデジタル化した情報(筆ポリゴン)を基に、行政記録情報と必要に応じて現地確認する結果により、情報を補完の上、取りまとめ、公表する。 (注 8) 水稻に係る 7 月 15 日現在の 10 a 当たり収量の平均比見込み及び前年比見込み(徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲に限る。)並びに 8 月 15 日現在の 10 a 当たり収量の平均比見込み及び前年比見込み(徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を除く。)については、実測調査を行わず、気象データ及び人工衛星データを利用した予測により推計し、公表する。	詳細については、別添 4 (注 7 及び 8) を参照。 (注 7) 水稻に係る作付面積については、実測調査を行わず、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」(平成26年 4 月 1 日付け 25生産第3578号)に基づき、農林水産省が各都道府県・各地域別に公表する作付状況のデータを活用し、補完の上、取りまとめ、公表する。 (新設) (注 8) 水稻に係る 7 月 15 日現在の 10 a 当たり収量の前年比見込み(徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲に限る。)及び 8 月 15 日現在の 10 a 当たり収量の前年比見込み(徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を除く。)については、実測調査を行わず、気象データ及び人工衛星データを利用した予測により推計し、公表する。	最新の公表資料名のタイトルに合わせた変更

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
調査計画 (その２：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査) １ 調査の名称 作物統計調査 (その２：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査) (注１) (注１) 本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。 面積調査については、<u>作付面積調査とする。</u> 作況調査については、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。</u> 麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きについては、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。 ３ 調査対象の範囲 (１) 地域的範囲 (■全国 ■その他 (注２)) 農林水産大臣が定める選定基準(別添２を参照)に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域(別添１の「<u>１</u> 作付面積調査」及び「<u>３</u> 収穫量調査」を参照) (注３、４) (注２)「その他」とは、作物ごとに別添１に記載する主産県を意味する。 (注３) さとうきびのうち、<u>鹿児島県の屋久島を除く島しょ部で栽培されるものについては、同県が公表する資料を活用することから、調査を行わない。</u> <u>(注４) 花きのうち、長野県で栽培されるものについては、同県が保有する行政記録情報等を活用することから、調査を行わない。</u>	調査計画 (その２：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査) １ 調査の名称 作物統計調査 (その２：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査) (注１) (注１) 本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。 面積調査は、<u>耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。</u> 作況調査は、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。</u> 麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きについては、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。 ３ 調査対象の範囲 (１) 地域的範囲 (■全国 ■その他 (注２)) 農林水産大臣が定める選定基準(別添２を参照)に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域(別添１の「<u>２</u> 作付面積調査」及び「<u>４</u> 収穫量調査」を参照) (注３) (注２)「その他」とは、作物ごとに別添１に記載する主産県を意味する。 (注３) さとうきびについては、<u>鹿児島県及び沖縄県の範囲を対象としているが、鹿児島県のうち、屋久島を除く島しょ部については、鹿児島県が公表する資料を活用することから、調査を行わない。</u> (新設)	花き及び茶の行政記録情報等の活用における注釈と記載を揃えるため 花き作付面積調査及び収穫量調査における長野県の行

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 ア 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、登録生産者（野菜に限る。）、その他の関係団体（麦類、大豆、そば、なたね、野菜及び花き） 全国調査実施年：約3,800、主産県調査実施年：約3,800（延べ）（全数） 調査対象名簿は、地方農政局等^(注5)が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別） (注5)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。 イ (略) ウ 製糖会社・製糖工場等^(注6)（さとうきび）：約30（全数） 調査対象名簿は、地方農政局等が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成したさとうきび調査対象一覧表 (注6) 農業協同組合が製糖工場を運営している場合には、当該農業協同組合に対して報告を求める。 エ (略) (2) 報告者の選定方法（■全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） ■有意抽出） ア 関係団体等については、全数調査により行う。 イ 農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添3の「<u>2</u> 農林業経営体の抽出方法」を参照。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 ア 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、登録生産者（野菜に限る。）、その他の関係団体（麦類、大豆、そば、なたね、野菜及び花き） 全国調査実施年：約3,800、主産県調査実施年：約3,800（延べ）（全数） 調査対象名簿は、地方農政局等^(注4)が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別） (注4)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。 イ (略) ウ 製糖会社・製糖工場等^(注5)（さとうきび）：約30（全数） 調査対象名簿は、地方農政局等が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成したさとうきび調査対象一覧表 (注5) 農業協同組合が製糖工場を運営している場合には、当該農業協同組合に対して報告を求める。 エ (略) (2) 報告者の選定方法（■全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） ■有意抽出） ア 関係団体等については、全数調査により行う。 イ 農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添3の「<u>3</u> 農林業経営体の抽出方法」を参照。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	政記録情報等の活用のため 注4新設による項ずれ（以下その2について同じ） 耕地面積調査の変更に伴う別添3及び調査票の項目番号等の変更（以下調査計画その2及びその3について同じ）

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別記様式第<u>3</u>号から第<u>7</u>号まで、第<u>10</u>号から第<u>13</u>号まで、第<u>15</u>号、第<u>17</u>号、第<u>20</u>号から第<u>22</u>号まで）を参照） ア、イ （略） (2) 基準となる期日又は期間 調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（別添 1 の「<u>1</u> 作付面積調査」及び「<u>3</u> 収穫量調査」を参照）現在によって行う。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統 ア 全数階層の農林業経営体に対する調査 農林水産省－地方農政局等^(注7)－報告者 └ (統計調査員) ┘ (削る) イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査 〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者 〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省 (注7) 地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 ☐ 1回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☒ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☐ その他 () 麦類、大豆、そば、なたね、てんさい及びさとうきびについては、	(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別記様式第<u>4</u>号から第<u>8</u>号まで、第<u>11</u>号から第<u>14</u>号まで、第<u>16</u>号、第<u>18</u>号、第<u>21</u>号から第<u>23</u>号まで）を参照） ア、イ （略） (2) 基準となる期日又は期間 調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（別添 1 の「<u>2</u> 作付面積調査」及び「<u>4</u> 収穫量調査」を参照）現在によって行う。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統 ア 全数階層の農林業経営体に対する調査 農林水産省－地方農政局等^(注6)－報告者 └ (統計調査員) ┘ <u>回収については、地方農政局等経由（郵送又はオンライン）でも可。</u> イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査 〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者 〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省 (注6) 地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 ☐ 1回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☒ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☐ その他 () 麦類、大豆、そば、なたね、てんさい及びさとうきびについては、	6 (2) 調査方法と重複した記載となっているため、記載を削除 「諮問第 190 号の答申作物統計

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
毎年全国調査を行う。野菜及び花きについては、令和13年産の調査から5年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（別添1の「<u>1</u> 作付面積調査」及び「<u>3</u> 収穫量調査」を参照）。 （2）調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査票の提出時期については、<u>農林水産省大臣官房</u>統計部長が定める時期とする。（注8） （注8）作物や地域によって収穫時期が異なるため、<u>農林水産省大臣官房</u>統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。 8 集計事項 前記5（1）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。 詳細については、別添4を参照。 なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集（注9）によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。 （注9）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。	毎年全国調査を行う。野菜及び花きについては、令和7年産の調査から5年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（別添1の「<u>2</u> 作付面積調査」及び「<u>4</u> 収穫量調査」を参照）。 （2）調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査票の提出時期については、統計部長が定める時期とする。（注7） （注7）作物や地域によって収穫時期が異なるため、統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。 8 集計事項 前記5（1）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。 詳細については、別添4を参照。 なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集（注8）によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。 （注8）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。	調査の変更について」（令和7年3月21日付け統計委第2号。）における指摘を踏まえ、可能な限り最新の農林業センサスによる母集団情報が利用できるよう、次の全国調査年の変更に伴う変更 用語の適正化

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
調査計画 (その3：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査) 1 調査の名称 作物統計調査 (その3：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査) (注1) (注1) 本調査は、面積調査及び作況調査の2種類とする。 面積調査については、<u>作付面積調査とする。</u> 作況調査については、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。</u> 陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹については、このうち、<u>作付面積調査及び収穫量調査を行う。</u> 3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 (■全国 ■その他 (注2)) 農林水産大臣が定める選定基準 (別添2を参照) に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域 (別添1の「1 作付面積調査」及び「3 収穫量調査」を参照) (注3) (注2) 「その他」とは、作物ごとに別添1に記載する主産県を意味する。 (注3) <u>茶のうち、鹿児島県で栽培されるものについては、同県が公表する資料を活用することから、調査を行わない。</u> (2) 属性的範囲 (■個人 ■世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) ア (略) イ 農林業経営体 4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 ア 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体 (作	調査計画 (その3：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査) 1 調査の名称 作物統計調査 (その3：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査) (注1) (注1) 本調査は、面積調査及び作況調査の2種類とする。 面積調査は、<u>耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。</u> 作況調査は、<u>予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。</u> 陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹については、このうち、<u>作付面積調査及び収穫量調査を行う。</u> 3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 (■全国 ■その他 (注2)) 農林水産大臣が定める選定基準 (別添2を参照) に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域 (別添1の「2 作付面積調査」及び「4 収穫量調査」を参照) (注2) 「その他」とは、作物ごとに別添1に記載する主産県を意味する。 (新設) (2) 属性的範囲 (■個人 ■世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) ア (略) イ 農林業経営体 (作付面積調査については、令和8年産から調査対象に含む。) 4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 ア 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体 (作	茶の作付面積調査及び収穫量調査における鹿児島県の行政記録情報等の活用のため 年次経過を踏まえ削除 茶の作付面積調査及び収穫量調査におけ

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
付面積調査、茶以外の収穫量調査) 全国調査実施年：約1,200、主産県調査実施年：約<u>920</u>（延べ） （全数） 調査対象名簿は、地方農政局等^{（注4）}が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別） （注4）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。 イ 荒茶工場（茶の収穫量調査に限る。） 全国調査実施年：約<u>1,100</u>、主産県調査実施年：約<u>400</u>（母集団の大きさ 約3,300） 調査対象名簿は、荒茶工場への郵送・オンラインによる照会結果及び事業所母集団データベースにより作成した荒茶工場母集団一覧表 ウ （略） （2）報告者の選定方法（■全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） ■有意抽出） ア （略） イ 荒茶工場については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は無作為抽出の方法により行う。標本となる荒茶工場の抽出方法については、別添3の「<u>3</u> 荒茶工場の抽出方法」を参照。 ウ 農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添3の「<u>2</u> 農林業経営体の抽出方法」を参照。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	付面積調査、茶以外の収穫量調査) 全国調査実施年：約1,200、主産県調査実施年：約<u>930</u>（延べ） （全数） 調査対象名簿は、地方農政局等^{（注3）}が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別） （注3）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。 イ 荒茶工場（茶の収穫量調査に限る。） 全国調査実施年：約<u>1,200</u>、主産県調査実施年：約<u>500</u>（母集団の大きさ 約3,400） 調査対象名簿は、荒茶工場への郵送・オンラインによる照会結果及び事業所母集団データベースにより作成した荒茶工場母集団一覧表 ウ （略） （2）報告者の選定方法（■全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） ■有意抽出） ア （略） イ 荒茶工場については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は無作為抽出の方法により行う。標本となる荒茶工場の抽出方法については、別添3の「<u>4</u> 荒茶工場の抽出方法」を参照。 ウ 農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添3の「<u>3</u> 農林業経営体の抽出方法」を参照。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	る鹿児島県の行政記録情報等を活用することに伴う報告者数の減少（以下イについて同じ） 注3新設による項ずれ（以下その3について同じ）

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別記様式第<u>1</u>号から第<u>3</u>号まで、第<u>5</u>号、第<u>8</u>号、第<u>9</u>号、第<u>14</u>号から第<u>16</u>号まで、第<u>18</u>号、第<u>19</u>号、第<u>24</u>号）を参照） ア、イ （略） (2) 基準となる期日又は期間 調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（別添 1 の「<u>1</u> 作付面積調査」及び「<u>3</u> 収穫量調査」を参照）現在によって行う。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統 ア 全数階層の農林業経営体に対する調査 農林水産省－地方農政局等^(注5)－報告者 └ (統計調査員) ─ (削る) イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査 〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者 〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省 (注5) 地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 ☐ 1 回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☒ 1 年 ☐ 2 年 ☐ 3 年 ☐ 5 年 ☐ 不定期 ☐ その他 () 令和14年産の調査から 5 年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（別添 1 の「<u>1</u> 作付面積調査」及び「<u>3</u>	(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別記様式第<u>2</u>号から第<u>4</u>号まで、第<u>6</u>号、第<u>9</u>号、第<u>10</u>号、第<u>15</u>号から第<u>17</u>号まで、第<u>19</u>号、第<u>20</u>号、第<u>25</u>号）を参照） ア、イ （略） (2) 基準となる期日又は期間 調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（別添 1 の「<u>2</u> 作付面積調査」及び「<u>4</u> 収穫量調査」を参照）現在によって行う。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統 ア 全数階層の農林業経営体に対する調査 農林水産省－地方農政局等^(注4)－報告者 └ (統計調査員) ─ <u>回収については、地方農政局等経由（郵送又はオンライン）でも可。</u> イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査 〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者 〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省 (注4) 地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 ☐ 1 回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☒ 1 年 ☐ 2 年 ☐ 3 年 ☐ 5 年 ☐ 不定期 ☐ その他 () 令和8年産の調査から 5 年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（別添 1 の「<u>2</u> 作付面積調査」及び「<u>4</u>	6 (2) 調査方法と重複した記載となっているため、記載を削除 「諮問第 190 号の答申作物統計調査の変更について」(令和 7 年

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
収穫量調査」を参照)。 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査票の提出時期については、<u>農林水産省大臣官房</u>統計部長が定める時期とする。^(注6) (注6) 作物や地域によって収穫時期が異なるため、<u>農林水産省大臣官房</u>統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。 8 集計事項 前記5(1)に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。 詳細については、別添4を参照。 なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集^(注7)によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。 (注7) 「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。	収穫量調査」を参照)。 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査票の提出時期については、統計部長が定める時期とする。^(注5) (注5) 作物や地域によって収穫時期が異なるため、統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。 8 集計事項 前記5(1)に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。 詳細については、別添4を参照。 なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集^(注6)によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。 (注6) 「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。	3月21日付け統計委第2号。)における指摘を踏まえ、可能な限り最新の農林業センサスによる母集団情報が利用できるよう、次の全国調査年の変更に伴う変更 用語の適正化

変 更 案				変 更 前				変 更 理 由
別添 1				別添 1				耕地面積調査の把握方法の変更（調査→筆ポリゴンの更新による取りまとめ）により耕地面積調査を削除 水稲以外の作物に係る全国調査について、可能な限り最新の農林業センサスによる母集団情報が利用できるよう、次の全国調査年を変更
作物統計調査の調査期日及び調査範囲				作物統計調査の調査期日及び調査範囲				
調 査	作 物	調査期日	区 域	調 査	作 物	調査期日	区 域	
1. 作付面積調査	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域	1. 耕地面積調査	二	7月15日	全国の区域	
	陸稲、かんしょ、えん麦（緑肥用）	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域	2. 作付面積調査	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域	
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、その他飼料作物 なお、その他の飼料作物は、全国調査年のみ調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域	陸稲、かんしょ、えん麦（緑肥用）	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和8年産から5年ごとに全国の区域		
	てんさい	収穫期	北海道の区域	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、その他飼料作物 なお、その他の飼料作物は、全国調査年のみ調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和8年産から5年ごとに全国の区域		
	さとうきび	収穫期	鹿児島県及び沖縄県の区域	てんさい	収穫期	北海道の区域		
	茶	7月15日	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域	さとうきび	収穫期	鹿児島県及び沖縄県の区域		
	みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫期	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域	茶	7月15日	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和8年産から5年ごとに全国の区域		
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和13年産から5年ごとに全国の区域	みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫期	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和8年産から5年ごとに全国の区域		
	花き 切り花類、球根類、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類並びに花き計の生産額に占める割合が1％以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和13年産から5年ごとに全国の区域	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和7年産から5年ごとに全国の区域		
			花き 切り花類、球根類、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類並びに花き計の生産額に占める割合が1％以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和7年産から5年ごとに全国の区域			

変 更 案				変 更 前				変 更 理 由
2. 予想収穫量調査	水稲	9月25日	全国の区域	3. 予想収穫量調査	水稲	9月25日	全国の区域	
		10月25日	全国の区域			10月25日	全国の区域	
	3. 収穫量調査	水稲、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね 陸稲、かんしょ	全国的区域		4. 収穫量調査	水稲、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね 陸稲、かんしょ	全国的区域	
			主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和14年度から5年ごとに全国の区域				主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和8年度から5年ごとに全国の区域	
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー		主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和14年度から5年ごとに全国の区域		牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー		主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和8年度から5年ごとに全国の区域	
			北海道の区域				北海道の区域	
	さとうきび		鹿児島県及び沖縄県の区域		さとうきび		鹿児島県及び沖縄県の区域	
			年間計調査は、主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年度から5年ごとに全国の区域				年間計調査は、主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和8年度から5年ごとに全国の区域	
	茶		一番茶調査は、主産県の区域（年間計調査の直近の全国調査年で調査した一番茶期の生葉収穫量の多い上位3都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）のみ調査		茶		一番茶調査は、主産県の区域（年間計調査の直近の全国調査年で調査した一番茶期の生葉収穫量の多い上位3都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）のみ調査	
			主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年度から5年ごとに全国の区域				主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和8年度から5年ごとに全国の区域	
	みかん（早生温州（うち、ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ		主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年度から5年ごとに全国の区域		みかん（早生温州（うち、ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ		主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和8年度から5年ごとに全国の区域	
			沖縄県の区域				沖縄県の区域	
	バイナップル		主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域		バイナップル		主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	
			主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域				主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん		主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域		キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん		主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	
			主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域				主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	
	花き		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域		花き		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	
			主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域				主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	
	切り花類、球根類、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類並びに花き計の生産額に占める割合が1%以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域		切り花類、球根類、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類並びに花き計の生産額に占める割合が1%以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	
			主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和13年度から5年ごとに全国の区域				主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和7年度から5年ごとに全国の区域	

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
別添 3 標本の抽出方法 (削る)	別添 3 標本の抽出方法 <u>1 標本単位区の抽出方法</u> 標本単位区の抽出方法は、次のとおりとする。 <u>(1) 単位区の編成</u> 地方農政局等の長（地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター長。以下別添 3 において同じ。）は、空中写真（衛星画像等）に基づき全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては400m四方）の格子状の区画のうち、地方農政局等の管轄区域内の区画を、耕地が存在する区画（以下「単位区」という。）と耕地が存在しない区画に区分し、単位区を編成する。 <u>(2) 単位区の階層分け</u> 地方農政局等の長は、(1)の単位区を、その耕地の地目により分類し、同一の分類に属するものをもって地目階層を編成し、次いで、ほ場整備の状況等により分類し、同一の分類に属するものをもって性格階層を編成し、性格階層別単位区リストを作成する。 <u>(3) 標本の大きさの算出</u> 農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、都道府県別に耕地の田畑別面積についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下別添 3 において同じ。）に通知する。 内閣府沖縄総合事務局長にあっては、通知された標本の大きさを農林水産センター別の耕地の田畑別面積についての調査結果が十分な精度を保持するよう、必要な標本の大きさを農林水産センター別に算出し、農林水産センターの長に通知する。	耕地面積調査の把握方法の変更（調査→筆ポリゴンの更新による取りまとめ）による修正

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<u>1 作況標本筆の抽出方法</u> 作況標本筆の抽出方法は、次のとおりとする。 (1) 単位区の編成 <u>地方農政局等の長（地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター長。以下別添3において同じ。）は、空中写真（衛星画像等）に基づき全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては400m四方）の格子状の区画のうち、地方農政局等の管轄区域内の区画を、耕地が存在する区画（以下「単位区」という。）と耕地が存在しない区画に区分し、単位区を編成する。</u> (2) 単位区の階層分け 地方農政局等の長は、単位区のうち水稻の栽培の用に供される単位区を、水稻の生産力等により分類し、同一の分類に属するものをもって階層を編成する。 (3) 標本の大きさの算出	<u>(4) 標本の配分</u> <u>地方農政局等の長は、(3)により通知された標本の大きさを、都道府県別（沖縄県にあっては、農林水産センターの管轄区域別）の地目階層別に、総単位区数に耕地の田畑別面積の母標準偏差を乗じた積に比例して配分し、次いで、地目階層別の標本の大きさを、性格階層別に当該性格階層の総単位区数に比例して配分する。</u> <u>(5) 標本の抽出</u> <u>地方農政局等の長は、(4)により配分した性格階層別の標本を、(2)により作成した性格階層別単位区リストから系統抽出法により抽出する。</u> <u>2 作況標本筆の抽出方法</u> 作況標本筆の抽出方法は、次のとおりとする。 (新設) (1) 単位区の階層分け 地方農政局等の長は、単位区のうち水稻の栽培の用に供される単位区を、水稻の生産力等により分類し、同一の分類に属するものをもって階層を編成する。 (2) 標本の大きさの算出	

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、都道府県別に水稻の10a当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下別添3において同じ。）に通知する。 (4) 標本の配分 地方農政局長は、通知された標本の大きさを、階層別に水稻の作付面積に10a当たり収量の母標準偏差を乗じた積に比例して配分する。 (5) 標本の抽出 地方農政局長は、(4)により階層別に配分した数の標本を当該階層から田の耕地面積に比例して抽出し、次いで、当該標本内にある水稻の作付けされた筆から無作為に作況標本筆を1筆抽出する。 <u>2 農林業経営体の抽出方法</u> 陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、そば、なたね、茶、果樹、野菜及び花きに係る作付面積調査並びに収穫量調査（茶については作付面積調査に限る。）における農林業経営体の抽出方法については、次のとおりとする。 <u>3 荒茶工場の抽出方法</u> 収穫量調査のうち、茶調査に係る標本荒茶工場の配分及び抽出方法は次のとおりとする。	統計部長は、都道府県別に水稻の10a当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。 (3) 標本の配分 地方農政局長は、通知された標本の大きさを、階層別に水稻の作付面積に10a当たり収量の母標準偏差を乗じた積に比例して配分する。 (4) 標本の抽出 地方農政局長は、(3)により階層別に配分した数の標本を当該階層から田の耕地面積に比例して抽出し、次いで、当該標本内にある水稻の作付けされた筆から無作為に作況標本筆を1筆抽出する。 <u>3 農林業経営体の抽出方法</u> 陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、そば、なたね、茶、果樹、野菜及び花きに係る作付面積調査並びに収穫量調査（茶については作付面積調査に限る。）における農林業経営体の抽出方法については、次のとおりとする。 <u>4 荒茶工場の抽出方法</u> 収穫量調査のうち、茶調査に係る標本荒茶工場の配分及び抽出方法は次のとおりとする。	

変 更 案										変 更 前										変 更 理 由		
別添 4											別添 4											耕地面積調査の把握方法の変更（調査→筆ポリゴンの更新による取りまとめ）により耕地面積調査を削除
作物統計調査 集計事項一覧											作物統計調査 集計事項一覧											
番号	作物	調査区分	集計内容	集計区分	備考	集計地域				番号	作物	調査区分	集計内容	集計区分	備考	集計地域						
						全国	農業地域	都道府県	左記以外の地域							全国	農業地域	都道府県	左記以外の地域			
1	水稲	予想収穫量調査 （9月25日現在）	作付面積（総数、主食用）、10a 当たり予想収量、予想収穫量（主食用）、作況単収指数		早期、普通期栽培等の区分がある場合は、早期栽培、普通期栽培等ごとに区分して表挙する。	●	●	●		1	二	耕地面積調査	田畑別耕地面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑		●	●	●				
2			主な収量構成要素		早期、普通期栽培等の区分がある場合は、早期栽培、普通期栽培等ごとに区分して表挙する。			●		2			未畑・付い坪別耕地面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑		●	●	●				
3			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）		3			畑耕地の種類別面積	(1)普通畑、(2)田畑地、(3)牧草地	耕地面積については、作付面積調査の調査方法	●	●	●				
4		予想収穫量調査 （10月25日現在）	作付面積（子実、主食用）、10a 当たり予想収量、予想収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●		4			耕地の拡張・かい原面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑	かい原の内訳として年度別数を表挙する。	●	●	●				
5			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）		5	水稲	予想収穫量調査 （9月25日現在）	作付面積（総数、主食用）、10a 当たり予想収量、予想収穫量（主食用）、作況単収指数		早期、普通期栽培等の区分がある場合は、早期栽培、普通期栽培等ごとに区分して表挙する。	●	●	●				
6	水陸稲	収穫量調査（水陸稲計）	作付面積、収穫量			●	●	●		6			主な収量構成要素		早期、普通期栽培等の区分がある場合は、早期栽培、普通期栽培等ごとに区分して表挙する。			●				
7		収穫量調査（水稲）	作付面積（子実、主食用）、10a 当たり収量、収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●		7		予想収穫量調査 （10月25日現在）	作付面積（子実、主食用）、10a 当たり予想収量、予想収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●				
8		収穫量調査（陸稲）	作付面積、10a 当たり収量、収穫量			●	●	●	陸稲については、主産県調査年は全国、主産県	8			作況単収指数（作柄表示地帯別）				●（作柄表示地帯）					
9		収穫量調査（水稲）	収量構成要素			●	●	●		9	水陸稲	収穫量調査（水陸稲計）	作付面積、収穫量			●	●	●				
10			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）		10			作付面積（子実、主食用）、10a 当たり収量、収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●				
11			玄米のふりい目幅別重量分布			●	●	●		11		収穫量調査（陸稲）	作付面積、10a 当たり収量、収穫量			●	●	●	陸稲については、主産県調査年は全国、主産県			
12			玄米のふりい目幅別10a 当たり収量			●	●	●		12			収量構成要素			●	●	●				
										13		収穫量調査（水稲）	作況単収指数（作柄表示地帯別）				●（作柄表示地帯）					
										14			玄米のふりい目幅別重量分布			●	●	●				
										15			玄米のふりい目幅別10a 当たり収量			●	●	●				
										16						●	●	●				

変 更 案

変 更 前

変 更 理 由

13	麦類		麦類（子実）作付面積	(1)小麦、(2)二条大麦、(3)六条大麦、(4)はち麦	田畑別に表挙する。	●	●	●	
14	大豆、そば、かんしよ、なたね	作付面積調査	大豆（乾燥子実）、そば、かんしよ、なたね作付面積	(1)かんしよ、(2)大豆、(3)そば、(4)なたね	かんしよ、大豆及びそばは、田畑別に表挙する。	●	●	●	かんしよについては、生産年度調査年は全国、生産年度
15	飼料作物		飼料作物作付（栽培）面積	(1)飼料作物計、(2)牧草、(3)青刈乾草（とうもろこし、イネ、ルゴ）	田畑別に表挙する。	●	●	●	生産年度調査年は、全国、生産年度
16			えん麦（緑肥用）作付面積		田畑別に表挙する。	●	●	●	生産年度調査年は、全国、生産年度
17	麦類、大豆、そば、かんしよ、なたね、飼料作物	作付面積調査	作付面積、10 a 当たり収量、収穫量	●調査については、小麦、二条大麦、六条大麦、はち麦等に適用。また、北海道の小麦については、春まき及び秋まきに適用する。 ●調査対象及び鹿児島県のかんしよについては、内訳としてん和利利用仕向けを要する。 ●飼料作物については、牧草、青刈乾草（とうもろこし及びルゴ）別に表挙する。	●●●●●かんしよ及び飼料作物については、生産年度調査年は全国、生産年度	●	●	●	かんしよ及び飼料作物については、生産年度調査年は全国、生産年度
18	てんさい	作付面積調査・収穫量調査	作付面積、10 a 当たり収量、収穫量						北海道
19	とうもろこし	作付面積調査・収穫量調査	栽培面積、収穫面積、10 a 当たり収量、収穫量		作型（夏播、春播及び秋播）別に表挙する。	●			鹿児島県、沖縄県（鹿児島県の鹿児島以外の最良し部については、鹿児島県が保有する情報を活用）
20	茶	作付面積調査	栽培面積			●	●	●	生産年度調査年は、全国、生産年度 なお、鹿児島県については、鹿児島県が保有する情報を活用
21		収穫量調査	摘採面積、生産収穫量、荒茶生産量、10 a 当たり生産収穫量、摘採面積率、製茶歩留まり		年間計及び一番茶の別に表挙する。	●	●	●	生産年度調査年は、生産年度計、生産年度
22	果樹	作付面積調査	果樹栽培面積	(1)かんかん、(2)その他かんきつ類、(3)りんご、(4)日本なし、(5)西洋なし、(6)きき、(7)びわ、(8)もも、(9)すもも、(10)ぶどう、(11)りんご、(12)ぶどう、(13)りんご、(14)りんご、(15)りんご、(16)りんご、(17)りんご、(18)りんご、(19)りんご、(20)りんご、(21)りんご、(22)りんご、(23)りんご、(24)りんご、(25)りんご、(26)りんご、(27)りんご、(28)りんご、(29)りんご、(30)りんご、(31)りんご、(32)りんご、(33)りんご、(34)りんご、(35)りんご、(36)りんご、(37)りんご、(38)りんご、(39)りんご、(40)りんご、(41)りんご、(42)りんご、(43)りんご、(44)りんご、(45)りんご、(46)りんご、(47)りんご、(48)りんご、(49)りんご、(50)りんご、(51)りんご、(52)りんご、(53)りんご、(54)りんご、(55)りんご、(56)りんご、(57)りんご、(58)りんご、(59)りんご、(60)りんご、(61)りんご、(62)りんご、(63)りんご、(64)りんご、(65)りんご、(66)りんご、(67)りんご、(68)りんご、(69)りんご、(70)りんご、(71)りんご、(72)りんご、(73)りんご、(74)りんご、(75)りんご、(76)りんご、(77)りんご、(78)りんご、(79)りんご、(80)りんご、(81)りんご、(82)りんご、(83)りんご、(84)りんご、(85)りんご、(86)りんご、(87)りんご、(88)りんご、(89)りんご、(90)りんご、(91)りんご、(92)りんご、(93)りんご、(94)りんご、(95)りんご、(96)りんご、(97)りんご、(98)りんご、(99)りんご、(100)りんご、(101)りんご、(102)りんご、(103)りんご、(104)りんご、(105)りんご、(106)りんご、(107)りんご、(108)りんご、(109)りんご、(110)りんご、(111)りんご、(112)りんご、(113)りんご、(114)りんご、(115)りんご、(116)りんご、(117)りんご、(118)りんご、(119)りんご、(120)りんご、(121)りんご、(122)りんご、(123)りんご、(124)りんご、(125)りんご、(126)りんご、(127)りんご、(128)りんご、(129)りんご、(130)りんご、(131)りんご、(132)りんご、(133)りんご、(134)りんご、(135)りんご、(136)りんご、(137)りんご、(138)りんご、(139)りんご、(140)りんご、(141)りんご、(142)りんご、(143)りんご、(144)りんご、(145)りんご、(146)りんご、(147)りんご、(148)りんご、(149)りんご、(150)りんご、(151)りんご、(152)りんご、(153)りんご、(154)りんご、(155)りんご、(156)りんご、(157)りんご、(158)りんご、(159)りんご、(160)りんご、(161)りんご、(162)りんご、(163)りんご、(164)りんご、(165)りんご、(166)りんご、(167)りんご、(168)りんご、(169)りんご、(170)りんご、(171)りんご、(172)りんご、(173)りんご、(174)りんご、(175)りんご、(176)りんご、(177)りんご、(178)りんご、(179)りんご、(180)りんご、(181)りんご、(182)りんご、(183)りんご、(184)りんご、(185)りんご、(186)りんご、(187)りんご、(188)りんご、(189)りんご、(190)りんご、(191)りんご、(192)りんご、(193)りんご、(194)りんご、(195)りんご、(196)りんご、(197)りんご、(198)りんご、(199)りんご、(200)りんご、(201)りんご、(202)りんご、(203)りんご、(204)りんご、(205)りんご、(206)りんご、(207)りんご、(208)りんご、(209)りんご、(210)りんご、(211)りんご、(212)りんご、(213)りんご、(214)りんご、(215)りんご、(216)りんご、(217)りんご、(218)りんご、(219)りんご、(220)りんご、(221)りんご、(222)りんご、(223)りんご、(224)りんご、(225)りんご、(226)りんご、(227)りんご、(228)りんご、(229)りんご、(230)りんご、(231)りんご、(232)りんご、(233)りんご、(234)りんご、(235)りんご、(236)りんご、(237)りんご、(238)りんご、(239)りんご、(240)りんご、(241)りんご、(242)りんご、(243)りんご、(244)りんご、(245)りんご、(246)りんご、(247)りんご、(248)りんご、(249)りんご、(250)りんご、(251)りんご、(252)りんご、(253)りんご、(254)りんご、(255)りんご、(256)りんご、(257)りんご、(258)りんご、(259)りんご、(260)りんご、(261)りんご、(262)りんご、(263)りんご、(264)りんご、(265)りんご、(266)りんご、(267)りんご、(268)りんご、(269)りんご、(270)りんご、(271)りんご、(272)りんご、(273)りんご、(274)りんご、(275)りんご、(276)りんご、(277)りんご、(278)りんご、(279)りんご、(280)りんご、(281)りんご、(282)りんご、(283)りんご、(284)りんご、(285)りんご、(286)りんご、(287)りんご、(288)りんご、(289)りんご、(290)りんご、(291)りんご、(292)りんご、(293)りんご、(294)りんご、(295)りんご、(296)りんご、(297)りんご、(298)りんご、(299)りんご、(300)りんご、(301)りんご、(302)りんご、(303)りんご、(304)りんご、(305)りんご、(306)りんご、(307)りんご、(308)りんご、(309)りんご、(310)りんご、(311)りんご、(312)りんご、(313)りんご、(314)りんご、(315)りんご、(316)りんご、(317)りんご、(318)りんご、(319)りんご、(320)りんご、(321)りんご、(322)りんご、(323)りんご、(324)りんご、(325)りんご、(326)りんご、(327)りんご、(328)りんご、(329)りんご、(330)りんご、(331)りんご、(332)りんご、(333)りんご、(334)りんご、(335)りんご、(336)りんご、(337)りんご、(338)りんご、(339)りんご、(340)りんご、(341)りんご、(342)りんご、(343)りんご、(344)りんご、(345)りんご、(346)りんご、(347)りんご、(348)りんご、(349)りんご、(350)りんご、(351)りんご、(352)りんご、(353)りんご、(354)りんご、(355)りんご、(356)りんご、(357)りんご、(358)りんご、(359)りんご、(360)りんご、(361)りんご、(362)りんご、(363)りんご、(364)りんご、(365)りんご、(366)りんご、(367)りんご、(368)りんご、(369)りんご、(370)りんご、(371)りんご、(372)りんご、(373)りんご、(374)りんご、(375)りんご、(376)りんご、(377)りんご、(378)りんご、(379)りんご、(380)りんご、(381)りんご、(382)りんご、(383)りんご、(384)りんご、(385)りんご、(386)りんご、(387)りんご、(388)りんご、(389)りんご、(390)りんご、(391)りんご、(392)りんご、(393)りんご、(394)りんご、(395)りんご、(396)りんご、(397)りんご、(398)りんご、(399)りんご、(400)りんご、(401)りんご、(402)りんご、(403)りんご、(404)りんご、(405)りんご、(406)りんご、(407)りんご、(408)りんご、(409)りんご、(410)りんご、(411)りんご、(412)りんご、(413)りんご、(414)りんご、(415)りんご、(416)りんご、(417)りんご、(418)りんご、(419)りんご、(420)りんご、(421)りんご、(422)りんご、(423)りんご、(424)りんご、(425)りんご、(426)りんご、(427)りんご、(428)りんご、(429)りんご、(430)りんご、(431)りんご、(432)りんご、(433)りんご、(434)りんご、(435)りんご、(436)りんご、(437)りんご、(438)りんご、(439)りんご、(440)りんご、(441)りんご、(442)りんご、(443)りんご、(444)りんご、(445)りんご、(446)りんご、(447)りんご、(448)りんご、(449)りんご、(450)りんご、(451)りんご、(452)りんご、(453)りんご、(454)りんご、(455)りんご、(456)りんご、(457)りんご、(458)りんご、(459)りんご、(460)りんご、(461)りんご、(462)りんご、(463)りんご、(464)りんご、(465)りんご、(466)りんご、(467)りんご、(468)りんご、(469)りんご、(470)りんご、(471)りんご、(472)りんご、(473)りんご、(474)りんご、(475)りんご、(476)りんご、(477)りんご、(478)りんご、(479)りんご、(480)りんご、(481)りんご、(482)りんご、(483)りんご、(484)りんご、(485)りんご、(486)りんご、(487)りんご、(488)りんご、(489)りんご、(490)りんご、(491)りんご、(492)りんご、(493)りんご、(494)りんご、(495)りんご、(496)りんご、(497)りんご、(498)りんご、(499)りんご、(500)りんご、(501)りんご、(502)りんご、(503)りんご、(504)りんご、(505)りんご、(506)りんご、(507)りんご、(508)りんご、(509)りんご、(510)りんご、(511)りんご、(512)りんご、(513)りんご、(514)りんご、(515)りんご、(516)りんご、(517)りんご、(518)りんご、(519)りんご、(520)りんご、(521)りんご、(522)りんご、(523)りんご、(524)りんご、(525)りんご、(526)りんご、(527)りんご、(528)りんご、(529)りんご、(530)りんご、(531)りんご、(532)りんご、(533)りんご、(534)りんご、(535)りんご、(536)りんご、(537)りんご、(538)りんご、(539)りんご、(540)りんご、(541)りんご、(542)りんご、(543)りんご、(544)りんご、(545)りんご、(546)りんご、(547)りんご、(548)りんご、(549)りんご、(550)りんご、(551)りんご、(552)りんご、(553)りんご、(554)りんご、(555)りんご、(556)りんご、(557)りんご、(558)りんご、(559)りんご、(560)りんご、(561)りんご、(562)りんご、(563)りんご、(564)りんご、(565)りんご、(566)りんご、(567)りんご、(568)りんご、(569)りんご、(570)りんご、(571)りんご、(572)りんご、(573)りんご、(574)りんご、(575)りんご、(576)りんご、(577)りんご、(578)りんご、(579)りんご、(580)りんご、(581)りんご、(582)りんご、(583)りんご、(584)りんご、(585)りんご、(586)りんご、(587)りんご、(588)りんご、(589)りんご、(590)りんご、(591)りんご、(592)りんご、(593)りんご、(594)りんご、(595)りんご、(596)りんご、(597)りんご、(598)りんご、(599)りんご、(600)りんご、(601)りんご、(602)りんご、(603)りんご、(604)りんご、(605)りんご、(606)りんご、(607)りんご、(608)りんご、(609)りんご、(610)りんご、(611)りんご、(612)りんご、(613)りんご、(614)りんご、(615)りんご、(616)りんご、(617)りんご、(618)りんご、(619)りんご、(620)りんご、(621)りんご、(622)りんご、(623)りんご、(624)りんご、(625)りんご、(626)りんご、(627)りんご、(628)りんご、(629)りんご、(630)りんご、(631)りんご、(632)りんご、(633)りんご、(634)りんご、(635)りんご、(636)りんご、(637)りんご、(638)りんご、(639)りんご、(640)りんご、(641)りんご、(642)りんご、(643)りんご、(644)りんご、(645)りんご、(646)りんご、(647)りんご、(648)りんご、(649)りんご、(650)りんご、(651)りんご、(652)りんご、(653)りんご、(654)りんご、(655)りんご、(656)りんご、(657)りんご、(658)りんご、(659)りんご、(660)りんご、(661)りんご、(662)りんご、(663)りんご、(664)りんご、(665)りんご、(666)りんご、(667)りんご、(668)りんご、(669)りんご、(670)りんご、(671)りんご、(672)りんご、(673)りんご、(674)りんご、(675)りんご、(676)りんご、(677)りんご、(678)りんご、(679)りんご、(680)りんご、(681)りんご、(682)りんご、(683)りんご、(684)りんご、(685)りんご、(686)りんご、(687)りんご、(688)りんご、(689)りんご、(690)りんご、(691)りんご、(692)りんご、(693)りんご、(694)りんご、(695)りんご、(696)りんご、(697)りんご、(698)りんご、(699)りんご、(700)りんご、(701)りんご、(702)りんご、(703)りんご、(704)りんご、(705)りんご、(706)りんご、(707)りんご、(708)りんご、(709)りんご、(710)りんご、(711)りんご、(712)りんご、(713)りんご、(714)りんご、(715)りんご、(716)りんご、(717)りんご、(718)りんご、(719)りんご、(720)りんご、(721)りんご、(722)りんご、(723)りんご、(724)りんご、(725)りんご、(726)りんご、(727)りんご、(728)りんご、(729)りんご、(730)りんご、(731)りんご、(732)りんご、(733)りんご、(734)りんご、(735)りんご、(736)りんご、(737)りんご、(738)りんご、(739)りんご、(740)りんご、(741)りんご、(742)りんご、(743)りんご、(744)りんご、(745)りんご、(746)りんご、(747)りんご、(748)りんご、(749)りんご、(750)りんご、(751)りんご、(752)りんご、(753)りんご、(754)りんご、(755)りんご、(756)りんご、(757)りんご、(758)りんご、(759)りんご、(760)りんご、(761)りんご、(762)りんご、(763)りんご、(764)りんご、(765)りんご、(766)りんご、(767)りんご、(768)りんご、(769)りんご、(770)りんご、(771)りんご、(772)りんご、(773)りんご、(774)りんご、(775)りんご、(776)りんご、(777)りんご、(778)りんご、(779)りんご、(780)りんご、(781)りんご、(782)りんご、(783)りんご、(784)りんご、(785)りんご、(786)りんご、(787)りんご、(788)りんご、(789)りんご、(790)りんご、(791)りんご、(792)りんご、(793)りんご、(794)りんご、(795)りんご、(796)りんご、(797)りんご、(798)りんご、(799)りんご、(800)りんご、(801)りんご、(802)りんご、(803)りんご、(804)りんご、(805)りんご、(806)りんご、(807)りんご、(808)りんご、(809)りんご、(810)りんご、(811)りんご、(812)りんご、(813)りんご、(814)りんご、(815)りんご、(816)りんご、(817)りんご、(818)りんご、(819)りんご、(820)りんご、(821)りんご、(822)りんご、(823)りんご、(824)りんご、(825)りんご、(826)りんご、(827)りんご、(828)りんご、(829)りんご、(830)りんご、(831)りんご、(832)りんご、(833)りんご、(834)りんご、(835)りんご、(836)りんご、(837)りんご、(838)りんご、(839)りんご、(840)りんご、(841)りんご、(842)りんご、(843)りんご、(844)りんご、(845)りんご、(846)りんご、(847)りんご、(848)りんご、(849)りんご、(850)りんご、(851)りんご、(852)りんご、(853)りんご、(854)りんご、(855)りんご、(856)りんご、(857)りんご、(858)りんご、(859)りんご、(860)りんご、(861)りんご、(862)りんご、(863)りんご、(864)りんご、(865)りんご、(866)りんご、(867)りんご、(868)りんご、(869)りんご、(870)りんご、(871)りんご、(872)りんご、(873)りんご、(874)りんご、(875)りんご、(876)りんご、(877)りんご、(878)りんご、(879)りんご、(880)りんご、(881)りんご、(882)りんご、(883)りんご、(884)りんご、(885)りんご、(886)りんご、(887)りんご、(888)りんご、(889)りんご、(890)りんご、(891)りんご、(892)りんご、(893)りんご、(894)りんご、(895)りんご、(896)りんご、(897)りんご、(898)りんご、(899)りんご、(900)りんご、(901)りんご、(902)りんご、(903)りんご、(904)りんご、(905)りんご、(906)りんご、(907)りんご、(908)りんご、(909)りんご、(910)りんご、(911)りんご、(912)りんご、(913)りんご、(914)りんご、(915)りんご、(916)りんご、(917)りんご、(918)りんご、(919)りんご、(920)りんご、(921)りんご、(922)りんご、(923)りんご、(924)りんご、(925)りんご、(926)りんご、(927)りんご、(928)りんご、(929)りんご、(930)りんご、(931)りんご、(932)りんご、(933)りんご、(934)りんご、(935)りんご、(936)りんご、(937)りんご、(938)りんご、(939)りんご、(940)りんご、(941)りんご、(942)りんご、(943)りんご、(944)りんご、(945)りんご、(946)りんご、(947)りんご、(948)りんご、(949)りんご、(950)りんご、(951)りんご、(952)りんご、(953)りんご、(954)りんご、(955)りんご、(956)りんご、(957)りんご、(958)りんご、(959)りんご、(960)りんご、(961)りんご、(962)りんご、(963)りんご、(964)りんご、(965)りんご、(966)りんご、(967)りんご、(968)りんご、(969)りんご、(970)りんご、(971)りんご、(972)りんご、(973)りんご、(974)りんご、(975)りんご、(976)りんご、(977)りんご、(978)りんご、(979)りんご、(980)りんご、(981)りんご、(982)りんご、(983)りんご、(984)りんご、(985)りんご、(986)りんご、(987)りんご、(988)りんご、(989)りんご、(990)りんご、(991)りんご、(992)りんご、(993)りんご、(994)りんご、(995)りんご、(996)りんご、(997)りんご、(998)りんご、(999)りんご、(1000)りんご、(1001)りんご、(1002)りんご、(1003)りんご、(1004)りんご、(1005)りんご、(1006)りんご、(1007)りんご、(1008)りんご、(1009)りんご、(1010)りんご、(1011)りんご、(1012)りんご、(1013)りんご、(1014)りんご、(1015)りんご、(1016)りんご、(1017)りんご、(1018)りんご、(1019)りんご、(1020)りんご、(1021)りんご、(1022)りんご、(1023)りんご、(1024)りんご、(1025)りんご、(1026)りんご、(1027)りんご、(1028)りんご、(1029)りんご、(1030)りんご、(1031)りんご、(1032)りんご、(1033)りんご、(1034)りんご、(1035)りんご、(1036)りんご、(1037)りんご、(1038)りんご、(1039)りんご、(1040)りんご、(1041)りんご、(1042)りんご、(1043)りんご、(1044)りんご、(1045)りんご、(1046)りんご、(1047)りんご、(1048)りんご、(1049)りんご、(1050)りんご、(1051)りんご、(1052)りんご、(1053)りんご、(1054)りんご、(1055)りんご、(1056)りんご、(1057)りんご、(1058)りんご、(1059)りんご、(1060)りんご、(1061)りんご、(1062)りんご、(1063)りんご、(1064)りんご、(1065)りんご、(1066)りんご、(1067)りんご、(1068)りんご、(1069)りんご、(1070)りんご、(1071)りんご、(1072)りんご、(1073)りんご、(1074)りんご、(1075)りんご、(1076)りんご、(1077)りんご、(1078)りんご、(1079)りんご、(1080)りんご、(1081)りんご、(1082)りんご、(1083)りんご、(1084)りんご、(1085)りんご、(1086)りんご、(1087)りんご、(1088)りんご、(1089)りんご、(1090)りんご、(1091)りんご、(1092)りんご、(1093)りんご、(1094)りんご、(1095)りんご、(1096)りんご、(1097)りんご、(1098)りんご、(1099)りんご、(1100)りんご、(1101)りんご、(1102)りんご、(1103)りんご、(1104)りんご、(1105)りんご、(1106)りんご、(1107)りんご、(1108)りんご、(1109)りんご、(1110)りんご、(1111)りんご、(1112)りんご、(1113)りんご、(1114)りんご、(1115)りんご、(1116)りんご、(1117)りんご、(1118)りんご、(1119)りんご、(1120)りんご、(1121)りんご、(1122)りんご、(1123)りんご、(1124)りんご、(1125)りんご、(1126)りんご、(1127)りんご、(1128)りんご、(1129)りんご、(1130)りんご、(1131)りんご、(1132)りんご、(1133)りんご、(1134)りんご、(1135)りんご、(1136)りんご、(1137)りんご、(1138)りんご、(1139)りんご、(1140)りんご、(1141)りんご、(1142)りんご、(1143)りんご、(1144)りんご、(1145)りんご、(1146)りんご、(1147)りんご、(1148)りんご、(1149)りんご、(1150)りんご、(1151)りんご、(1152)りんご、(1153)りんご、(1154)りんご、(1155)りんご、(1156)りんご、(1157)りんご、(1158)りんご、(1159)りんご、(1160)りんご、(1161)りんご、(1162)りんご、(1163)りんご、(1164)りんご、(1165)りんご、(1166)りんご、(1167)りんご、(1168)りんご、(1169)りんご、(1170)りんご、(1171)りんご、(1172)りんご、(1173)りんご、(1174)りんご、(1175)りんご、(1176)りんご、(1177)りんご、(1178)りんご、(1179)りんご、(1180)りんご、(1181)りんご、(1182)りんご、(1183)りんご、(1184)りんご、(1185)りんご、(1186)りんご、(1187)りんご、(1188)りんご、(1189)りんご、(1190)りんご、(1191)りんご、(1192)りんご、(1193)りんご、(1194)りんご、(1195)りんご、(1196)りんご、(1197)りんご、(1198)りんご、(1199)りんご、(1200)りんご、(1201)りんご、(1202)りんご、(1203)りんご、(1204)りんご、(1205)りんご、(1206)りんご、(1207)りんご、(1208)りんご、(1209)りんご、(1210)りんご、(1211)りんご、(1212)りんご、(1213)りんご、(1214)りんご、(1215)りんご、(1216)りんご、(1217)りんご、(1218)りんご、(1219)りんご、(1220)りんご、(1221)りんご、(1222)りんご、(1223)りんご、(1224)りんご、(1225)りんご、(1226)りんご、(1227)りんご、(1228)りんご、(1229)りんご、(1230)りんご、(1231)りんご、(1232)りんご、(1233)りんご、(1234)りんご、(1235)りんご、(1236)りんご、(1237)りんご、(1238)りんご、(1239)りんご、(1240)りんご、(1241)りんご、(1242)りんご、(1243)りんご、(1244)りんご、(1245)りんご、(1246)りんご、(1247)りんご、(1248)りんご、(1249)りんご、(1250)りんご、(1251)りんご、(1252)りんご、(1253)りんご、(1254)りんご、(1255)りんご、(1256)りんご、(1257)りんご、(1258)りんご、(1259)りんご、(1260)りんご、(1261)りんご、(1262)りんご、(1263)りんご、(1264)りんご、(1265)りんご、(1266)りんご、(1267)りんご、(1268)りんご、(1269)りんご、(1270)りんご、(1271)りんご、(1272)りんご、(1273)りんご、(1274)りんご、(1275)りんご、(1276)りんご、(1277)りんご、(1278)りんご、(1279)りんご、(1280)りんご、(1281)りんご、(1282)りんご、(1283)りんご、(1284)りんご、(1285)りんご、(1286)りんご、(1287)りんご、(1288)りんご、(1289)りんご、(1290)りんご、(1291)りんご、(1292)りんご、(1293)りんご、(1294)りんご、(1295)りんご、(1296)りんご、(1297)りんご、(1298)りんご、(1299)りんご、(1300)りんご、(1301)りんご、(1302)りんご、(1303)りんご、(1304)りんご、(1305)りんご、(1306)りんご、(1307)りんご、(1308)りんご、(1309)りんご、(1310)りんご、(1311)りんご、(1312)りんご、(1313)りんご、(1314)りんご、(1315)りんご、(1316)りんご、(1317)りんご、(1318)りんご、(1319)りんご、(1320)りんご、(1321)りんご、(1322)りんご、(1323)りんご、(1324)りんご、(1325)りんご、(1326)りんご、(1327)りんご、(1328)りんご、(1329)りんご、(1330)りんご、(1331)りんご、(1332)りんご、(1333)りんご、(1334)りんご、(1335)りんご、(1336)りんご、(1337)りんご、(1338)りんご、(1339)りんご、(1340)りんご、(1341)りんご、(1342)りんご、(1343)りんご、(1344)りんご、(1345)りんご、(1346)りんご、(1347)りんご、(1348)りんご、(1349)りんご、(1350)りんご、(1351)りんご、(1352)りんご、(1353)りんご、(1354)りんご、(1355)りんご、(1356)りんご、(1357)りんご、(1358)りんご、(1359)りんご、(1360)りんご、(1361)りんご、(					

変 更 案				変 更 前				変 更 理 由		
別添5				別添5				耕地面積調査の把握方法の変更（調査→筆ポリゴンの更新による取りまとめ）により耕地面積調査を削除		
調査結果の公表予定時期				調査結果の公表予定時期						
調 査	作 物		公表予定時期		調 査	作 物		公表予定時期		
			概要	詳細				概要	詳細	
作付面積調査	陸稲		12月上旬	翌年2月下旬	耕地面積調査	二		10月下旬	翌年9月下旬	
	麦類		11月下旬	翌年3月下旬		陸稲		12月上旬	翌年2月下旬	
	大豆		—	翌年5月上旬		麦類		11月下旬	翌年3月下旬	
	そば		—	翌年5月上旬		大豆		—	翌年5月上旬	
	かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬		そば		—	翌年5月上旬	
	なたね		12月下旬	翌年4月上旬		かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬	
	飼料作物、えん麦（緑肥用）		翌年3月上旬	翌年8月下旬		なたね		12月下旬	翌年4月上旬	
	甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬		飼料作物、えん麦（緑肥用）		翌年3月上旬	翌年8月下旬	
		さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬		甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬	
	茶		10月中旬	翌年3月下旬			さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬	
	果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん、その他かんきつ類 キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬		作付面積調査	茶		10月中旬	翌年3月下旬
			翌年1月下旬				果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん、その他かんきつ類 キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬
			翌年2月中旬						翌年1月下旬	
			翌年4月中旬						翌年2月中旬	
			翌年5月下旬						翌年4月中旬	
			翌年8月上旬						翌年5月下旬	
			翌年8月下旬						翌年8月上旬	
野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等	翌年4月下旬	翌年12月下旬	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等		翌年4月下旬	翌年12月下旬		
		翌年2月上旬					翌年2月上旬			
		翌年8月下旬					翌年8月下旬			
花き		二	翌年6月下旬	花き			翌年6月下旬	翌年10月中旬		
予想収穫量調査	水稻	(9月25日現在)	—	10月中旬	予想収穫量調査		水稻	(9月25日現在)	—	10月中旬
		(10月25日現在)	—	11月中旬				(10月25日現在)	—	11月中旬
収穫量調査	水稻		12月上旬	翌年2月下旬	収穫量調査		水稻		12月上旬	翌年2月下旬
	陸稲		12月上旬	翌年2月下旬			陸稲		12月上旬	翌年2月下旬
	麦類		11月下旬	翌年3月下旬			麦類		11月下旬	翌年3月下旬
	大豆		—	翌年5月上旬			大豆		—	翌年5月上旬
	そば		—	翌年5月上旬		そば		—	翌年5月上旬	
	かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬		かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬	
	なたね		12月下旬	翌年4月上旬		なたね		12月下旬	翌年4月上旬	
	飼料作物		翌年3月上旬	翌年8月下旬		飼料作物		翌年3月上旬	翌年8月下旬	
	甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬		甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬	
		さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬			さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬	
	茶	(一番茶) (年間計)	8月中旬	翌年6月下旬		茶	(一番茶) (年間計)	8月中旬	翌年6月下旬	
			翌年2月中旬					翌年2月中旬		
	果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬		果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬	
			翌年1月下旬					翌年1月下旬		
			翌年2月中旬					翌年2月中旬		
			翌年4月中旬					翌年4月中旬		
			翌年5月下旬					翌年5月下旬		
			翌年8月上旬					翌年8月上旬		
			翌年8月下旬					翌年8月下旬		
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等	翌年4月下旬	翌年12月下旬		野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等	翌年4月下旬	翌年12月下旬	
			翌年2月上旬					翌年2月上旬		
			翌年8月下旬					翌年8月下旬		
	花き		二	翌年6月下旬		花き		翌年6月下旬	翌年10月中旬	

(注) 令和5年度に係る調査については、令和6年能登半島地震に伴う集計事務の支障により、石川県について、概要の公表ができないものもある。

変 更 案				変 更 前				変 更 理 由		
別添5				別添5				耕地面積調査の把握方法の変更（調査→筆ポリゴンの更新による取りまとめ）により耕地面積調査を削除		
調査結果の公表予定時期				調査結果の公表予定時期						
調 査	作 物		公表予定時期		調 査	作 物		公表予定時期		
			概要	詳細				概要	詳細	
作付面積調査	陸稲		12月上旬	翌年2月下旬	耕地面積調査	二		10月下旬	翌年9月下旬	
	麦類		11月下旬	翌年3月下旬		陸稲		12月上旬	翌年2月下旬	
	大豆		—	翌年5月上旬		麦類		11月下旬	翌年3月下旬	
	そば		—	翌年5月上旬		大豆		—	翌年5月上旬	
	かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬		そば		—	翌年5月上旬	
	なたね		12月下旬	翌年4月上旬		かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬	
	飼料作物、えん麦（緑肥用）		翌年3月上旬	翌年8月下旬		なたね		12月下旬	翌年4月上旬	
	甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬		飼料作物、えん麦（緑肥用）		翌年3月上旬	翌年8月下旬	
		さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬		甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬	
	茶		10月中旬	翌年3月下旬			さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬	
	果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん、その他かんきつ類 キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬		作付面積調査	茶		10月中旬	翌年3月下旬
			翌年1月下旬				果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん、その他かんきつ類 キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬
			翌年2月中旬						翌年1月下旬	
			翌年4月中旬						翌年2月中旬	
			翌年5月下旬						翌年4月中旬	
			翌年8月上旬						翌年5月下旬	
			翌年8月下旬						翌年8月上旬	
野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等	翌年4月下旬	翌年12月下旬	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等		翌年4月下旬	翌年12月下旬		
		翌年2月上旬					翌年2月上旬			
		翌年8月下旬					翌年8月下旬			
花き		二	翌年6月下旬	花き			翌年6月下旬	翌年10月中旬		
予想収穫量調査	水稻	(9月25日現在)	—	10月中旬	予想収穫量調査		水稻	(9月25日現在)	—	10月中旬
		(10月25日現在)	—	11月中旬				(10月25日現在)	—	11月中旬
収穫量調査	水稻		12月上旬	翌年2月下旬	収穫量調査		水稻		12月上旬	翌年2月下旬
	陸稲		12月上旬	翌年2月下旬			陸稲		12月上旬	翌年2月下旬
	麦類		11月下旬	翌年3月下旬			麦類		11月下旬	翌年3月下旬
	大豆		—	翌年5月上旬			大豆		—	翌年5月上旬
	そば		—	翌年5月上旬		そば		—	翌年5月上旬	
	かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬		かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬	
	なたね		12月下旬	翌年4月上旬		なたね		12月下旬	翌年4月上旬	
	飼料作物		翌年3月上旬	翌年8月下旬		飼料作物		翌年3月上旬	翌年8月下旬	
	甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬		甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬	
		さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬			さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬	
	茶	(一番茶) (年間計)	8月中旬	翌年6月下旬		茶	(一番茶) (年間計)	8月中旬	翌年6月下旬	
			翌年2月中旬					翌年2月中旬		
	果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬		果樹	びわ、おうとう、うめ もも、すもも 日本なし、ぶどう 西洋なし、かき、くり りんご、みかん キウイフルーツ パインアップル	11月下旬	翌年12月下旬	
			翌年1月下旬					翌年1月下旬		
			翌年2月中旬					翌年2月中旬		
			翌年4月中旬					翌年4月中旬		
			翌年5月下旬					翌年5月下旬		
			翌年8月上旬					翌年8月上旬		
			翌年8月下旬					翌年8月下旬		
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等	翌年4月下旬	翌年12月下旬		野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ 春植えばれいしょ 秋冬野菜、特定野菜等	翌年4月下旬	翌年12月下旬	
			翌年2月上旬					翌年2月上旬		
			翌年8月下旬					翌年8月下旬		
	花き		二	翌年6月下旬		花き		翌年6月下旬	翌年10月中旬	

年次経過を踏まえ削除

（注）令和5年度に係る調査については、令和六年能登半島地震に伴う集計事務の支障により、石川県について、概要の公表ができないものもある。

年次経過を踏まえ削除

変 更 案

(削る)

変 更 前

別記様式第 1 号

別

統計法に基づく農地調査

令和 年 面積調査 実測調査票

別記様式第 1 号

国

農林水産省

統計法に基づく農地調査

作 務 記 録

(調査記入欄)

調査年	都道府県	管理番号	市町村	単位図番号	図番番号	標準路線年数	母集団 準面積(a)	田	畑
						緯度	経度		

(調査員記入欄)

調査日	調査員名
月 日	

(調査員記入欄)

調査結果の 入力方法
月 日

政府統計

統計法に基づく農地調査
の実績を、農地調査
結果の集計結果に、万全
を期します。

(地域メッシュの空中写真等を表示)

0

10

20

(10 m)

0

10

20

画像著作権 :

連絡先 :

(電話番号)

変 更 理 由

耕地面積調査の把握方法の変更(調査→筆ポリゴンの更新による取りまとめ)により耕地面積調査に係る様式を削除

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<u>別記様式第1号</u> (略) <u>別記様式第2号</u> (略) <u>別記様式第3号</u> (略) <u>別記様式第4号</u> (略) <u>別記様式第5号</u> (略) <u>別記様式第6号</u> (略) <u>別記様式第7号</u> (略) <u>別記様式第8号</u> (略) <u>別記様式第9号</u> (略) <u>別記様式第10号</u> (略) <u>別記様式第11号</u> (略) <u>別記様式第12号</u> (略) <u>別記様式第13号</u> (略) <u>別記様式第14号</u> (略) <u>別記様式第15号</u> (略) <u>別記様式第16号</u> (略)	<u>別記様式第2号</u> (略) <u>別記様式第3号</u> (略) <u>別記様式第4号</u> (略) <u>別記様式第5号</u> (略) <u>別記様式第6号</u> (略) <u>別記様式第7号</u> (略) <u>別記様式第8号</u> (略) <u>別記様式第9号</u> (略) <u>別記様式第10号</u> (略) <u>別記様式第11号</u> (略) <u>別記様式第12号</u> (略) <u>別記様式第13号</u> (略) <u>別記様式第14号</u> (略) <u>別記様式第15号</u> (略) <u>別記様式第16号</u> (略) <u>別記様式第17号</u> (略)	別記様式第1号削除による 項ずれ

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<u>別記様式第17号</u> (略) <u>別記様式第18号</u> (略) <u>別記様式第19号</u> (略) <u>別記様式第20号</u> (略) <u>別記様式第21号</u> (略) <u>別記様式第22号</u> (略) <u>別記様式第23号</u> (略) <u>別記様式第24号</u> (略)	<u>別記様式第18号</u> (略) <u>別記様式第19号</u> (略) <u>別記様式第20号</u> (略) <u>別記様式第21号</u> (略) <u>別記様式第22号</u> (略) <u>別記様式第23号</u> (略) <u>別記様式第24号</u> (略) <u>別記様式第25号</u> (略)	

調査計画（変更後）

1 調査の名称

作物統計調査

（その１：水稻に係る調査）^{（注１）}

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。

面積調査については、作付面積調査とする。

作況調査については、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。

水稻については、このうち、予想収穫量調査及び収穫量調査を行う。水稻の作付面積の把握及び公表については、注６を参照。

なお、耕地面積の把握及び公表については、注７を参照。

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（１）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

（２）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☐事業所 ☐企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☒その他）

予想収穫量調査、収穫量調査

水稻の栽培の用に供される土地

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

（２）報告者の選定方法（☐全数 ☒無作為抽出（☐全数階層あり） ☐有意抽出）

（３）報告義務者

水稻に係る予想収穫量調査及び収穫量調査については、報告者（耕地の所有者又は耕作者）から回答を求める方法に代えて、地方農政局等^{（注２）}の職員又は統計調査員による実測、巡回・見積り及び情報収集（以下「実測調査」という。）により行う。

水稻に係る予想収穫量調査及び収穫量調査を行う作況標本筆（水稻の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出した区域：約8,000筆）の抽出方法については、別添３の「１ 作況標本筆の抽出方法」を参照。

（注２）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項^{（注３）}

ア 予想収穫量調査（詳細は、調査票（別記様式第23号）を参照）

水稻の時期別の予想収穫量

イ 収穫量調査（詳細は、調査票（別記様式第23号）を参照）

水稻の収穫量

〔集計しない事項の有無〕 ☒ 無 ☐ 有

（注3）いずれの調査についても実測調査として様々な情報を収集して行うことから、報告を求める事項は、取りまとめる事項として記載している。

（2）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日現在によって行う（別添1の「2 予想収穫量調査」及び「3 収穫量調査」を参照）。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

農林水産省－地方農政局等^{（注4）}－統計調査員

（注4）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を經由して農林水産省との間における事務を行う。

（2）調査方法

☐ 郵送調査 ☐ オンライン調査（☐ 政府統計共同利用システム ☐ 独自のシステム
☐ 電子メール） ☒ 調査員調査 ☒ その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

☐ 1回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☒ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☒ その他（予想収穫量調査は年2回）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 予想収穫量調査^{（注5）}

（9月25日現在調査）9月中旬～9月下旬

（10月25日現在調査）10月中旬～10月下旬

イ 収穫量調査

水稻の収穫期

（注5）水稻の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要がある、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査（9月25日現在、10月25日現在）及び、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。

8 集計事項

前記5（1）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、別添4（注6、7及び8）を参照。

（注6）水稻に係る作付面積については、実測調査を行わず、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号）に基づき、農林水産省が各都道府県・各地域別に公表する作付状況のデータを活用し、補完の上、取りまとめ、公表する。

（注7）耕地面積については、実測調査を行わず、毎年、原則3月31日現在の人工衛星データを用いて更新した耕地の位置や形状等をデジタル化した情報（筆ポリゴン）を基に、行政記録情報と必要に応じて現地確認の結果により、情報を補完の上、取りまとめ、公表する。

（注8）水稻に係る7月15日現在の10a当たり収量の平均比見込み及び前年比見込み（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲に限る。）並びに8月15日現在の10a当たり収量の平均比見込み及び前年比見込み（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を除く。）については、実測調査を行わず、気象データ及び人工衛星データを利用した予測により推計し、公表する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法（☒e-Stat ☐インターネット（e-Stat以外） ☐印刷物 ☐閲覧（ ））

（2）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、別添5を参照。

10 使用する統計基準等

☐使用する→☐日本標準産業分類 ☐日本標準職業分類 ☐その他（ ）

☒使用しない

本調査は、専ら耕地・農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	5年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5（1）に掲げる事項について、耕地の所有者又は耕作者に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

調査計画（変更後）

1 調査の名称

作物統計調査

（その2：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査）^{（注1）}

（注1）本調査は、面積調査及び作況調査の2種類とする。

面積調査については、作付面積調査とする。

作況調査については、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。

麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きについては、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☒その他^{（注2）}）

農林水産大臣が定める選定基準（別添2を参照）に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（別添1の「1 作付面積調査」及び「3 収穫量調査」を参照）

（注3、4）

（注2）「その他」とは、作物ごとに別添1に記載する主産県を意味する。

（注3）さとうきびのうち、鹿児島県の屋久島を除く島しょ部で栽培されるものについては、同県が公表する資料を活用することから、調査を行わない。

（注4）花きのうち、長野県で栽培されるものについては、同県が保有する行政記録情報等を活用することから、調査を行わない。

（2）属性的範囲（☒個人 ☒世帯 ☒事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

ア 農業協同組合、日本ビート糖業協会、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項に規定する登録生産者（以下「登録生産者」という。）、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）

イ 農林業経営体

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

ア 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、登録生産者（野菜に限る。）、その他の関係団体（麦類、大豆、そば、なたね、野菜及び花き）

全国調査実施年：約3,800、主産県調査実施年：約3,800（延べ）（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等^{（注5）}が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別）

(注5)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

イ 日本ビート糖業協会（てんさい）：1（全数）

ウ 製糖会社・製糖工場等^(注6)（さとうきび）：約30（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成したさとうきび調査対象一覧表

(注6) 農業協同組合が製糖工場を運営している場合には、当該農業協同組合に対して報告を求める。

エ 農林業経営体（てんさい及びさとうきびの調査を除く。）

全国調査年：約48,000

主産県調査年：約21,000

（母集団の大きさは、直近の農林業センサスにおいて把握した農林業経営体のうち、農産物の出荷先について、「農協へ」及び「農協以外の集出荷団体へ」のみに回答があった農林業経営体を除いたもの約250,000）

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスの結果から作成した名簿について、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正した標本経営体母集団名簿（作物別）

（2）報告者の選定方法（■全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） ■有意抽出）

ア 関係団体等については、全数調査により行う。

イ 農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添3の「2 農林業経営体の抽出方法」を参照。

（3）報告義務者

ア 関係団体等又は農林業経営体を代表する者

イ 関係団体等又は農林業経営体を代表する者が後記5に掲げる事項について報告することができないときは、地方農政局等の職員が指定する関係団体等の役職員又は農林業経営体の世帯員が、これに代わって報告しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は、調査票（別記様式第3号から第7号まで、第10号から第13号まで、第15号、第17号、第20号から第22号まで）を参照）

ア 作付面積調査

作物の種類別作付面積

イ 収穫量調査

作物の種類別収穫量(野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。)

〔集計しない事項の有無〕 ☐無 ☒有

農林業経営体用の調査票に設けている出荷先の割合については、調査結果の集計過程において、関係団体等から得られた報告との間で集計が重複しないよう、農林業経営体の報告を、関係団体等への出荷と関係団体等以外への出荷に按分するための項目であるため、集計は行わない。

農林業経営体用の調査票の本年及び来年以降の作付(栽培)に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日(別添1の「1 作付面積調査」及び「3 収穫量調査」を参照)現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

ア 全数階層の農林業経営体に対する調査

農林水産省－地方農政局等^(注7)－報告者

└ (統計調査員) ─┘

イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者

〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省

(注7) 地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。

(2) 調査方法

ア 全数階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム □独自のシステム

■電子メール) ■調査員調査 ■その他(職員調査)

〔調査方法の概要〕

職員又は統計調査員が報告者に調査票を配布する。

次に掲げるいずれかの方法により調査票の回収を行う。

① 職員又は統計調査員が、訪問して報告者が記入した調査票を回収し、若しくは

報告者が郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）により提出する方法

② 職員又は統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム
□電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

農林水産省から業務を受託した民間事業者が、郵送により、報告者に調査票及びオンライン回答用のID・PWを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計共同利用システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

（１）調査の周期

□1回限り □毎月 □四半期 ■1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他（ ）

麦類、大豆、そば、なたね、てんさい及びさとうきびについては、毎年全国調査を行う。野菜及び花きについては、令和13年産の調査から5年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（別添1の「1 作付面積調査」及び「3 収穫量調査」を参照）。

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出時期については、農林水産省大臣官房統計部長が定める時期とする。^{（注8）}

（注8）作物や地域によって収穫時期が異なるため、農林水産省大臣官房統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

8 集計事項

前記5（1）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、別添4を参照。

なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集^{（注9）}によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。

（注9）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。
「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（ ））

(2) 公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、別添 5 を参照。

10 使用する統計基準等

☐使用する→☐日本標準産業分類 ☐日本標準職業分類 ☐その他 ()

■使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	5 年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記 5 (1) に掲げる事項について、農林業経営体及び関係団体等に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

調査計画（変更後）

1 調査の名称

作物統計調査

（その3：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査）^{（注1）}

（注1）本調査は、面積調査及び作況調査の2種類とする。

面積調査については、作付面積調査とする。

作況調査については、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。

陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹については、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☒その他^{（注2）}）

農林水産大臣が定める選定基準（別添2を参照）に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（別添1の「1 作付面積調査」及び「3 収穫量調査」を参照）

（注3）

（注2）「その他」とは、作物ごとに別添1に記載する主産県を意味する。

（注3）茶のうち、鹿児島県で栽培されるものについては、同県が公表する資料を活用することから、調査を行わない。

（2）属性的範囲（☒個人 ☒世帯 ☒事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

ア 農業協同組合、荒茶工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）

イ 農林業経営体

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

ア 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（作付面積調査、茶以外の収穫量調査）

全国調査実施年：約1,200、主産県調査実施年：約920（延べ）（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等^{（注4）}が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別）

（注4）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

イ 荒茶工場（茶の収穫量調査に限る。）

全国調査実施年：約1,100、主産県調査実施年：約400（母集団の大きさ 約3,300）

調査対象名簿は、荒茶工場への郵送・オンラインによる照会結果及び事業所母集団データベースにより作成した荒茶工場母集団一覧表

ウ 農林業経営体（茶については作付面積調査に限る。）

全国調査年：約32,000

主産県調査年：約9,600

（母集団の大きさは、直近の農林業センサスにおいて把握した農林業経営体のうち、農産物の出荷先について、「農協へ」及び「農協以外の集出荷団体へ」のみに回答があった農林業経営体を除いたもの約250,000）

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスの結果から作成した名簿について、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正した標本経営体母集団名簿（作物別）

（２）報告者の選定方法（■全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） ■有意抽出）

ア 荒茶工場を除く関係団体等については、全数調査により行う。

イ 荒茶工場については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は無作為抽出の方法により行う。標本となる荒茶工場の抽出方法については、別添３の「３ 荒茶工場の抽出方法」を参照。

ウ 農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添３の「２ 農林業経営体の抽出方法」を参照。

（３）報告義務者

ア 関係団体等又は農林業経営体を代表する者

イ 関係団体等又は農林業経営体を代表する者が後記５に掲げる事項について報告することができないときは、地方農政局等の職員が指定する関係団体等の役職員又は農林業経営体の世帯員が、これに代わって報告しなければならない。

５ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は、調査票（別記様式第１号から第３号まで、第５号、第８号、第９号、第14号から第16号まで、第18号、第19号、第24号）を参照）

ア 作付面積調査

作物の種類別作付面積

イ 収穫量調査

作物の種類別収穫量（果樹にあつては出荷量を含む。）

〔集計しない事項の有無〕 ☐無 ☒有

農林業経営体用の調査票に設けている出荷先の割合については、調査結果の集計過程において、関係団体等から得られた報告との間で集計が重複しないよう、農林業経営体の報告を、関係団体等への出荷と関係団体等以外への出荷に按分するための項目であるため、集計は行わない。

農林業経営体用の調査票の本年及び来年以降の作付（栽培）に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（別添１の「１ 作付面積調査」及び「３ 収穫量調査」を参照）現在によって行う。

６ 報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

ア 全数階層の農林業経営体に対する調査

農林水産省－地方農政局等^{（注５）}－報告者

└（統計調査員）┐

イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者

〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省

（注５）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を經由して農林水産省との間における事務を行う。

（２）調査方法

ア 全数階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム

■電子メール） ■調査員調査 ■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

職員又は統計調査員が報告者に調査票を配布する。

次に掲げるいずれかの方法により調査票の回収を行う。

- ① 職員又は統計調査員が、訪問して報告者が記入した調査票を回収し、若しくは報告者が郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）により提出する方法

② 職員又は統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム
□電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

農林水産省から業務を受託した民間事業者が、郵送により、報告者に調査票及びオンライン回答用のID・PWを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計共同利用システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

（１）調査の周期

□ 1 回限り □ 毎月 □ 四半期 ■ 1 年 □ 2 年 □ 3 年 □ 5 年 □ 不定期 □ その他（ ）

令和14年産の調査から5年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（別添1の「1 作付面積調査」及び「3 収穫量調査」を参照）。

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出時期については、農林水産省大臣官房統計部長が定める時期とする。^{（注6）}

（注6）作物や地域によって収穫時期が異なるため、農林水産省大臣官房統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

8 集計事項

前記5（1）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、別添4を参照。

なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集^{（注7）}によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。

（注7）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。
「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（ ））

（２）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、別添5を参照。

10 使用する統計基準等

☐使用する→☐日本標準産業分類 ☐日本標準職業分類 ☐その他（ ）

■使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	5 年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記 5（1）に掲げる事項について、農林業経営体及び関係団体等に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

作物統計調査の調査期日及び調査範囲

調 査	作 物	調査期日	区 域
1 作付面積調査	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ、えん麦（緑肥用）	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、その他飼料作物 なお、その他の飼料作物は、全国調査年のみ調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域
	てんさい	収穫期	北海道の区域
	さとうきび	収穫期	鹿児島県及び沖縄県の区域
	茶	7月15日	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域
	みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル	収穫期	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和13年産から5年ごとに全国の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類並びに花き計の生産額に占める割合が1%以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレーぎく及び小ぎく）についても調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和13年産から5年ごとに全国の区域

調 査	作 物	調査期日	区 域
2 予想収穫量調査	水稻	9月25日	全国の区域
		10月25日	全国の区域
3 収穫量調査	水稻、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ		主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー		主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域
	てんさい		北海道の区域
	さとうきび		鹿児島県及び沖縄県の区域
	茶		年間計調査は、主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域 一番茶調査は、主産県の区域（年間計調査の直近の全国調査年で調査した一番茶期の生葉収穫量の多い上位3都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）のみ調査
	みかん（早生温州（うち、ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ		主産県の区域（全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和14年産から5年ごとに全国の区域
	パイナップル		沖縄県の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん		主産県の区域（全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあつては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和13年産から5年ごとに全国の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類並びに花き計の生産額に占める割合が1%以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレーぎく及び小ぎく）についても調査		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和13年産から5年ごとに全国の区域

作付面積調査及び収穫量調査に係る作物の選定基準

農林水産大臣の定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。

- 1 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第1項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において生産量や作付面積等のKPIが設定された作物の種類^{（注）}又は食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において生産努力目標が定められた作物の種類であること。

（注）野菜について生産量や作付面積等のKPIが設定された場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条に規定する種類に限り、果樹について生産量や作付面積等のKPIが設定された場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に規定する種類に限る。

- 2 調査の結果が得られた直近の2年間連続して耕種部門全体の農業産出額に占める産出額の割合が1パーセント以上である作物（1に規定する作物を除く。）の種類（花きが該当する場合にあっては、花き全体の産出額に占める産出額の割合が1パーセント以上である種類に限る。）

別添 3

標本の抽出方法

1 作況標本筆の抽出方法

作況標本筆の抽出方法は、次のとおりとする。

(1) 単位区の編成

地方農政局等の長（地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター長。以下別添3において同じ。）は、空中写真（衛星画像等）に基づき全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあつては400m四方）の格子状の区画のうち、地方農政局等の管轄区域内の区画を、耕地が存在する区画（以下「単位区」という。）と耕地が存在しない区画に区分し、単位区を編成する。

(2) 単位区の階層分け

地方農政局等の長は、単位区のうち水稻の栽培の用に供される単位区を、水稻の生産力等により分類し、同一の分類に属するものをもって階層を編成する。

(3) 標本の大きさの算出

農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、都道府県別に水稻の10a当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下別添3において同じ。）に通知する。

(4) 標本の配分

地方農政局長は、通知された標本の大きさを、階層別に水稻の作付面積に10a当たり収量の母標準偏差を乗じた積に比例して配分する。

(5) 標本の抽出

地方農政局長は、(4)により階層別に配分した数の標本を当該階層から田の耕地面積に比例して抽出し、次いで、当該標本内にある水稻の作付けされた筆から無作為に作況標本筆を1筆抽出する。

2 農林業経営体の抽出方法

陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、そば、なたね、茶、果樹、野菜及び花きに係

る作付面積調査並びに収穫量調査（茶については作付面積調査に限る。）における農林業経営体の抽出方法については、次のとおりとする。

(1) 母集団名簿の作成

統計部長は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、調査対象作物を作付けし、かつ、関係団体等以外に出荷した農林業経営体を抽出し、都道府県別・作物別に、作付面積の大きい順に配列して、母集団名簿を作成する。

ただし、飼料作物については、農林業センサスの飼料作物の作付けに関する調査項目がないため、牛を飼っている、かつ田・畑（牧草地）耕地がある農林業経営体及び農作業の受託料金収入で飼料用作物作がある農林業経営体とする。

なお、次年度以降は、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正を行う。

(2) 階層の設定

(1)で作成した母集団について次のとおり階層分けを行う。

大規模階層：都道府県別・作物別の母集団名簿において、作物ごとの作付面積が大きいものから順に、おおむね10経営体（調査全体として、約15,000経営体を想定）。ただし、野菜、花きについては、同一の農林業経営体が複数の作物を作付けている場合があり、同一の農林業経営体に複数の作物について回答を求める場合がある（中規模階層及び小規模階層も同様）。

中規模階層：都道府県別・作物別に、作付面積の大きい順に農林業経営体の作付面積を累積し、農林業センサスの結果から得られた作付面積のおおむね8割^(注)を占めるまでの範囲の農林業経営体（大規模階層に該当するものを除く。）

(注) 「おおむね8割」とは、①直近の関係団体等に対する作付面積調査から得られた作付面積、②母集団情報から得られる大規模階層及び中規模階層の経営体の作付面積を合わせたもので判断する。

小規模階層：大規模階層及び中規模階層以外の経営体

(3) 標本の大きさの算出

(2)で作成した階層別の母集団名簿を用い、次のとおり報告者数を算出する。

大規模階層：母集団の全数とする。

中規模階層：母集団の約 5 分の 1 の数とする。

小規模階層：作物別に面積及び収穫量の調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出する（令和 7 年産以降、当分の間は、収穫量調査の 10a 当たり収量の標準誤差をもとに算出する。）。

(4) 標本の抽出

(3)により算出された標本の大きさに相当する農林業経営体を、階層別に系統抽出法又は調査対象作物の作付面積に基づく確率比例抽出により抽出する。

なお、野菜工場等、推計結果に大きな影響を与え得る農林業経営体の情報を事前に把握している場合は、中規模階層又は小規模階層の農林業経営体であっても、有意に選定する。

また、毎年全国調査を行う作物にあつては、中規模階層及び小規模階層の農林業経営体のうち、2 分の 1 の農林業経営体を継続標本とする。毎年全国調査を行わない作物にあつては、主産県の中規模階層の農林業経営体のうち、2 分の 1 の農林業経営体を継続標本とする一方で、主産県の小規模階層及び非主産県の農林業経営体については、全国調査の都度（5 年おきに）^(注)、選定をし直す。ただし、母集団の大きさ及び階層別の分散状況により、標本の変更を行わない場合がある。

（注）主産県の小規模階層と非主産県の農林業経営体については、全国調査のときのみ調査を行う。

3 荒茶工場の抽出方法

収穫量調査のうち、茶調査に係る標本荒茶工場の配分及び抽出方法は次のとおりとする。

(1) 荒茶工場母集団の整備・補正

地方農政局等の長は、全国調査の実施年において、「荒茶工場母集団一覧表」に掲載された荒茶工場への郵送・オンラインによる照会結果により操業状況を確認（全国調査年及びその前年に調査対象となった荒茶工場を除く。）するとともに、作付面積調査の報告者となる農林業経営体に対する確認（農林業経営体自らが荒茶加工をしているか否かについての確認）により、母集団一覧表を更新する。また、主産県調査の実施年において、事業所母集団データベース及び作付面積調査の報告者となる農林業経営体に対する確認により、荒茶工場の休業・廃止又は新設があつた場合には削除又は追加をし、また、茶栽培面積、生葉の移出入等大きな変化があつた場合には当該荒茶工場について母集団一覧表を整備・補正する。

(2) 母集団の階層分け及び標本の配分

統計部長は、母集団一覧表に基づき、都道府県別に次の方法により標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。

ア 階層の設定

母集団一覧表の荒茶工場別の年間計荒茶生産量を指標とし、都道府県別の荒茶工場を全数調査階層と標本調査階層に区分する。

イ 標本の大きさの算出

都道府県別の標本の大きさは、全数調査階層の荒茶工場数と標本調査階層の荒茶工場数を足したものとし、標本調査階層については一定の精度が確保できるよう標本の大きさを算出する。この場合、全数調査階層は荒茶生産量規模別の分布状況に応じて別途統計部長が定める一定生産量以上を有する工場の階層とし、残りを標本調査階層とする。

また、標本調査階層にあっては、階層内分散が小さく、階層間分散が大きくなるように最大で3程度の階層に区分する。

ウ 標本調査階層内の標本配分

階層ごとの荒茶工場の年間計荒茶生産量（母集団リスト値）の標準偏差を基に、標本調査階層を区分した各階層の標本の大きさを配分する。

(3) 標本の抽出

地方農政局長は、(2)により通知された標本の大きさに相当する荒茶工場を、階層別に系統抽出法により抽出する。

作物統計調査 集計事項一覧

番号	作物	調査区分	集計内容	集計区分	備考	集計地域			
						全国	農業地域	都道府県	左記以外の地域
1	水稻	予想収穫量調査 （9月25日現在）	作付面積（総数、主食用）、10 a 当たり予想収量、予想収穫量（主食用）、作況単収指数		早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとに区分して表章する。	●	●	●	
2			主な収量構成要素		早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとに区分して表章する。			●	
3			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
4		予想収穫量調査 （10月25日現在）	作付面積（子実、主食用）、10 a 当たり予想収量、予想収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●	
5			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
6	水陸稲	収穫量調査（水陸稲計）	作付面積、収穫量			●	●	●	
7		収穫量調査（水稻）	作付面積（子実、主食用）、10 a 当たり収量、収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●	
8		収穫量調査（陸稲）	作付面積、10 a 当たり収量、収穫量			●	●	●	陸稲については、主産県調査年は全国、主産県
9		収穫量調査（水稻）	収量構成要素			●	●	●	
10			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
11			玄米のふるい目幅別重量分布			●	●	●	
12			玄米のふるい目幅別10 a 当たり収量			●	●	●	
13	麦類	作付面積調査	麦類（子実）作付面積	(1)小麦、(2)二条大麦、(3)六条大麦、(4)はだか麦	田畑別に表章する。	●	●	●	
14	大豆、そば、かんしょ、なたね		大豆（乾燥子実）、そば、かんしょ、なたね作付面積	(1)かんしょ、(2)大豆、(3)そば、(4)なたね	かんしょ、大豆及びそばは、田畑別に表章する。	●	●	●	かんしょについては、主産県調査年は全国、主産県
15	飼料作物		飼料作物作付（栽培）面積	(1)飼料作物計、(2)牧草、(3)青刈りとうもろこし、(4)ソルゴー	田畑別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
16			えん麦（緑肥用）作付面積		田畑別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
17	麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物	収穫量調査	作付面積、10 a 当たり収量、収穫量		❶麦類については、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦別に表章。また、北海道の小麦については、春まき及び秋まき別に表章する。 ❷宮崎県及び鹿児島県のかんしょについては、内訳としてでん粉原料用仕向け量を表章する。 ❸飼料作物については、牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー別に表章する。	●	●	●	かんしょ及び飼料作物については、主産県調査年は全国、主産県
18	てんさい	作付面積調査・収穫量調査	作付面積、10 a 当たり収量、収穫量						北海道
19	さとうきび	作付面積調査・収穫量調査	栽培面積、収穫面積、10 a 当たり収量、収穫量		作型（夏植、春植及び株出）別に表章する。	●			鹿児島県、沖縄県（鹿児島県の屋久島以外の島しょ部については、鹿児島県が保有する情報を活用）
20	茶	作付面積調査	栽培面積			●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県 なお、鹿児島県については、鹿児島県が保有する情報を活用
21		収穫量調査	摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量、10 a 当たり生葉収量、摘採面積率、製茶歩留まり		年間計及び一番茶の別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、主産県計、主産県 なお、鹿児島県については、鹿児島県が保有する情報を活用
22	果樹	作付面積調査	果樹栽培面積	(1)みかん、(2)その他かんきつ類、(3)りんご、(4)日本なし、(5)西洋なし、(6)かき、(7)びわ、(8)もも、(9)すもも、(10)おうとう、(11)うめ、(12)ぶどう、(13)くり、(14)パイナップル、(15)キウイフルーツ		●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
23		収穫量調査	結果樹面積、10 a 当たり収量、収穫量、出荷量	(1)みかん、(2)りんご、(3)日本なし、(4)西洋なし、(5)かき、(6)びわ、(7)もも、(8)すもも、(9)おうとう、(10)うめ、(11)ぶどう、(12)くり、(13)キウイフルーツ	内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
24			栽培面積、収穫面積、10 a 当たり収量、収穫量、用途別出荷量	パイナップル					沖縄県、沖縄本島、八重山栽培面積については、沖縄県
25			用途別出荷量	(1)みかん、(2)りんご					
26	野菜	作付面積調査・収穫量調査	作付面積、10 a 当たり収量、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)かぶ、(3)にんじん、(4)ごぼう、(5)れんこん、(6)ばれいしょ、(7)さといも、(8)やまのいも、(9)はくさい、(10)こまつな、(11)キャベツ、(12)ちんげんさい、(13)ほうれんそう、(14)ふき、(15)みつば、(16)しゅんぎく、(17)みずな、(18)セルリー、(19)アスパラガス、(20)カリフラワー、(21)ブロッコリー、(22)レタス（サラダ菜を除く。）、(23)ねぎ、(24)にら、(25)たまねぎ、(26)にんにく、(27)きゅうり、(28)かぼちゃ、(29)なす、(30)トマト、(31)ピーマン、(32)スイートコーン、(33)さやいんげん、(34)さやえんどう、(35)グリーンピース、(36)そらまめ、(37)えだまめ、(38)しょうが、(39)いちご、(40)ズボン、(41)すいか	内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
27			用途別出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)ブロッコリー、(9)レタス（サラダ菜を除く。）、(10)ねぎ、(11)たまねぎ、(12)きゅうり、(13)なす、(14)トマト、(15)ピーマン		●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
28			作付面積、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)ブロッコリー、(9)レタス（サラダ菜を除く。）、(10)ねぎ、(11)たまねぎ、(12)きゅうり、(13)なす、(14)トマト、(15)ピーマン					野菜指定産地計、野菜指定産地を包括する市町村及びばれいしょのうち北海道の全市町村
29	花き	作付面積調査・収穫量調査	作付（収穫）面積、出荷量	(1)切り花類、(2)球根類、(3)鉢ものの類、(4)花壇用苗ものの類	❶品目については花き計の生産額に占めるシェアが1 %以上の品目を表章する。 ❷内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県 なお、長野県については、長野県が保有する情報を活用

調査結果の公表予定時期

調 査	作 物		公表予定時期	
			概要	詳細
作付面積調査	陸稲		12月上旬	翌年2月下旬
	麦類		11月下旬	翌年3月下旬
	大豆		－	翌年5月上旬
	そば		－	翌年5月上旬
	かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬
	なたね		12月下旬	翌年4月上旬
	飼料作物、えん麦（緑肥用）		翌年3月上旬	翌年8月下旬
	甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬
		さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬
	茶		10月中旬	翌年3月下旬
	果樹	びわ、おうとう、うめ	11月下旬	翌年12月下旬
		もも、すもも	翌年1月下旬	
		日本なし、ぶどう	翌年2月中旬	
		西洋なし、かき、くり	翌年4月中旬	
		りんご、みかん、その他かんきつ類	翌年5月下旬	
		キウイフルーツ	翌年8月上旬	
		パインアップル	翌年8月下旬	
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ	翌年4月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ	翌年2月上旬	
		秋冬野菜、特定野菜等	翌年8月下旬	
	花き		－	翌年6月下旬
予想収穫量調査	水稻	（9月25日現在）	－	10月中旬
		（10月25日現在）		11月中旬
収穫量調査	水稻		12月上旬	翌年2月下旬
	陸稲		12月上旬	翌年2月下旬
	麦類		11月下旬	翌年3月下旬
	大豆		－	翌年5月上旬
	そば		－	翌年5月上旬
	かんしょ		翌年2月上旬	翌年6月下旬
	なたね		12月下旬	翌年4月上旬
	飼料作物		翌年3月上旬	翌年8月下旬
	甘味資源作物	てんさい	翌年1月下旬	翌年4月下旬
		さとうきび	翌年7月上旬	翌年8月下旬
	茶		（一番茶）	翌年6月下旬
			（年間計）	
	果樹	びわ、おうとう、うめ	11月下旬	翌年12月下旬
		もも、すもも	翌年1月下旬	
		日本なし、ぶどう	翌年2月中旬	
		西洋なし、かき、くり	翌年4月中旬	
		りんご、みかん	翌年5月下旬	
		キウイフルーツ	翌年8月上旬	
		パインアップル	翌年8月下旬	
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ	翌年4月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ	翌年2月上旬	
		秋冬野菜、特定野菜等	翌年8月下旬	
	花き		－	翌年6月下旬

秘
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
作物統計



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年 産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年 産
作付面積調査調査票(団体用)
茶 用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
○ 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
○ 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマ스에まとめて記入してください。

記入例 11 9 8 6 5 3

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。
詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】貴団体の管内の茶の栽培面積について

単位:ha

作物名	栽培面積				
茶	<table border="1"> <tr> <td>前年産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年産</td> <td></td> </tr> </table>	前年産		本年産	
前年産					
本年産					

記入上の注意

- 「栽培面積」は、茶を栽培している面積(本年産の茶を収穫する予定がない面積を含む。)を記入してください。
○ 栽培面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。
0.05ha未満の結果は「0.0」と記入してください。
○ **貴団体の管内において、集荷・取扱いを行う栽培団地等の栽培面積**を記入してください。

【2】栽培面積の増減要因等について

茶の主な増減要因(新植、廃園等)について記入してください。

茶の主な増減地域と増減面積について記入してください。

貴団体において、貴団体に出荷されない管内の作付団地等の状況(作付面積、作付地域等)を把握していれば記入してください。

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

秘
農林水産省
統計法に基づく一般統計
作物統計試行

年産	都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体	階層番号



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

令和 年産 作付面積調査調査票(経営体用)

茶用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。
- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	7	5	3
記入例						

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】本年の栽培の状況について

本年の栽培状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、栽培を行った	
本年、栽培を行わなかった	

【2】来年以降の栽培予定について

来年以降の栽培予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、栽培予定がある	
来年以降、栽培予定はない	
今のところ未定	
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	

・**本年に栽培を行った方は、【3】(裏面)に進んでください。**

・**本年に栽培を行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、栽培を行った方のみ記入してください。

【3】茶の栽培面積について

本年7月15日現在の栽培面積について記入してください。

記入上の注意

- 「栽培面積」は、茶を栽培している面積（本年産の茶を収穫する予定がない面積を含む。）を記入してください。

	(町) (反) (畝) ha a			
栽培面積 (借入地を含む。)				

【4】収穫・出荷の内訳について（例年のおおむねの割合を記入してください。）

品目	出荷分		自家用、 無償の贈答用 等の量	合計
	農協等の 集出荷団体 への出荷	業者・市場・ 直販等 集出荷団体 以外への出荷		
茶				100%

【5】荒茶加工の状況について

荒茶加工の状況について教えてください。

必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

自社、自家で荒茶加工を行っている	☐
自社、自家で荒茶加工を行っていない	☐

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

調査票コード					
--------	--	--	--	--	--

秘
農林水産省



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年 産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年 産

畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)

陸稲、なたね(子実用)用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例						

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】貴団体に集荷している作付面積及び集荷量について

記入上の注意

- 作付面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。

- 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。

(陸稲の場合)

- **陸稲品種を田に作付けしたものは除きます。** 水稻品種を畑に作付けしたものは陸稲に含めますが、**計画的にかんがいを行い栽培するものは除きます。**

(なたねの場合)

- 子実用(食用として搾油するもの)のみを記入してください。
- 集荷量の「うち検査基準以上」には、農産物規格規定における平成12年時点の4等以上相当を基準としたものに加え、種子用とされたものの合計を記入してください。

作物名	作付面積	集荷量	うち検査基準以上
	前年産	ha	t
	本年産		

裏面に進んでください。

【2】余マス率について

平均的な余マス率を記入してください。

記入上の注意

- 余マスとは、出荷の際に表示されている数量よりも多めに入れることをいい、入れ目、入り目などとも言われます。
例えば、出荷荷姿が100kgですが、101kg程度にして出荷している場合は、1.0%と記入してください。

作物名	余マス率
	前年産 %
	本年産

【3】作付面積の増減要因等について

主な増減要因（転換作物等）について記入してください。

主な増減地域と増減面積について記入してください。

貴団体において、貴団体に出荷されない管内の作付団地等の状況（作付面積、作付地域等）を把握していれば記入してください。

【4】収穫量の増減要因等について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因（複数回答可）									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他

被害以外の増減要因（品種、栽培方法などの変化）があれば、記入してください。

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

調査票コード

秘
農林水産省統計法に基づく基幹統計
作物統計政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年産

畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)

麦類(子実用)用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。

- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	—	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

【問い合わせ先】

【1】貴団体に集荷している作付面積及び集荷量について

記入上の注意

- 作付面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。0.5t未満の結果は「0」と記入してください。
- **主に食用(子実用)とするものについて記入してください。緑肥用や飼料用は含めない**でください。
- 「うち検査基準以上」欄には、1等、2等、規格外のうち規格外Aに加え、種子用(合格)とされたものの合計を記入してください。
- 検査を受けない場合や、提出日までに検査を受けていない場合などは、集荷された農作物の状態から検査基準以上となる量を見積もって記入してください。

作物名	作付面積 (田畑計)	田	畑	集荷量	うち検査基準以上
小麦	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				
秋まき (北海道のみ)	前年産	ha		t	t
	本年産				
春まき (北海道のみ)	前年産	ha		t	t
	本年産				
二条 大麦	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				
六条 大麦	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				
はだか 麦	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				

【2】余マス率について

平均的な余マス率を記入してください。

記入上の注意

- 余マスとは、出荷の際に表示されている数量よりも多めに入れることをいい、入れ目、入り目などとも言われます。
例えば、出荷荷姿が100kgですが、101kg程度にして出荷している場合は、1.0%と記入してください。

		小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦
余マス率	前年産	%	%	%	%
	本年産				

【3】作付面積の増減要因等について

作物ごとの主な増減要因（転換作物等）について記入してください。

作物ごとに主な増減地域と増減面積について記入してください。

貴団体において、貴団体に出荷されない管内の作付団地等の状況（作付面積、作付地域等）を把握していれば記入してください。

【4】収穫量の増減要因等について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
小麦																
二条大麦																
六条大麦																
はだか麦																

作物ごとに被害以外の増減要因（品種、栽培方法などの変化）があれば、記入してください。

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

調査票コード

秘
農林水産省統計法に基づく基幹統計
作物統計

政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年 産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年 産

畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)

大豆(乾燥子実)、飼料作物、えん麦(緑肥用)、かんしょ、そば用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	-----	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】貴団体内の作付(栽培)面積及び集荷量について

記入上の注意

- 作付(栽培)面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。0.5t未満の結果は「0」と記入してください。
- <作物ごとの注意事項>

作物名	作付(栽培)面積 (田畑計)	田 畑		集荷量	うち検査基準以上
		田	畑		
	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				
	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				
	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				
	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				
	前年産	ha	ha	ha	t
	本年産				

【2】余マス率について

平均的な余マス率を記入してください。

記入上の注意

- 余マスとは、出荷の際に表示されている数量よりも多めに入れることをいい、入れ目、入り目などとも言われます。
例えば、出荷荷姿が100kgですが、101kg程度にして出荷している場合は、1.0%と記入してください。

余マス率	前年産	%	%	%
	本年産			

【３】作付(栽培)面積の増減要因等について

作物ごとの主な増減要因（転換作物等）について記入してください。

[illegible]

作物ごとに主な増減地域と増減面積について記入してください。

貴団体において、貴団体に出荷されない管内の作付団地等の状況（作付面積、作付地域等）を把握していれば記入してください（飼料作物及びえん麦（緑肥用）については【1】に貴団体で把握している面積を記入していただいているため記入不要です。）。

[illegible]

【4】収穫量の増減要因等について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

[illegible]

作物ごとに被害以外の増減要因（品種、栽培方法などの変化）があれば、記入してください。

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

調査票コード

秘
農林水産省統計法に基づく基幹統計
作物統計

政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年 産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年 産
畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)
てんさい用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
○ 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
○ 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。
★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例						

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】てんさいの作付面積及び集荷量について

記入上の注意

- 作付面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
○ 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。0.5t未満の結果は「0」と記入してください。

作物名	作付面積	集荷量
てんさい	前年産	ha
	本年産	

裏面に進んでください。

【２】 作柄及び被害の状況について

1 前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少		
	良	並	悪	少	並	多
てんさい	／	／	／	／	／	／

[illegible]

2 病害、虫害及びその他については、被害の内容を具体的に記入してください。

[]

3 作付面積の増減理由や被害以外の収量に影響を及ぼした要因(作付品種の変化など)があれば、記入してください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a set of legal pads.

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

秘
農林水産省統計法に基づく基幹統計
作物統計

政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年産
畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)
さとうきび用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
○ 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
○ 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	—	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】貴事業場で集荷しているさとうきびの栽培面積、収穫面積及び集荷量について

記入上の注意

- 栽培面積及び収穫面積は単位を「ha」で記入してください。
○ 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。
○ **栽培面積は**、収穫の有無にかかわらず、**栽培した全ての面積**を記入してください。
○ **収穫面積は**、**本年に収穫した面積**を記入してください。

作型		栽培面積	収穫面積	集荷量
夏植え	前年産	ha	ha	t
	本年産			
春植え	前年産	ha	ha	t
	本年産			
株出し	前年産	ha	ha	t
	本年産			

裏面に進んでください。

【2】 作柄及び被害の状況について

1 前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作型	作柄の良否			被害の多少		
	良	並	悪	少	並	多
夏植え	/	/	/	/	/	/
春植え	/	/	/	/	/	/
株出し	/	/	/	/	/	/



作型	主な被害の要因(複数回答可)									
	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	鳥獣害	台風	病害	虫害	その他
夏植え	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
春植え	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
株出し	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/



2 台風、病害、虫害及びその他については、被害の内容を具体的に記入してください。

3 栽培(収穫)面積の増減理由や被害以外の収量に影響を及ぼした要因(作付品種の変化など)があれば、記入してください。

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

調査票コード

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年産

果樹作付面積調査・収穫量調査 調査票(団体用)

みかん・その他かんきつ類用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例						

ご記入いただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

調査対象の作物(農林水産省職員があらかじめ記入しております。)

みかん	
その他かんきつ類 (みかん以外の全てのかんきつ類)	

- 1 「みかん」に○がある方は、みかんの設問について記入してください。
- 2 「その他かんきつ類」に○がある方は、その他かんきつ類の設問について記入してください。

本年産の貴団体の状況について、「記入上の注意」を参考に記入してください。

記入上の注意

- 「その他かんきつ類」は、みかん以外の全てのかんきつ類の合計面積を記入してください。
- 「栽培面積」は、貴団体の管内において、集荷・取扱いを行う栽培団地等の栽培面積を記入してください。
- 「結果樹面積」は、栽培面積のうち、貴団体の生産者が本年産の果実を収穫するために結果させた面積を記入してください。
- 面積の単位は「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 「出荷量」は、調査票記入時点で出荷していない集荷物がある場合は、本年産の見込みの出荷量を見積もって記入してください。
- ジャム、ドライフルーツなどの加工品として出荷した場合は、加工前の生重量に換算して記入してください。
- みかん計＝早生温州＋普通温州 となるように記入してください。また、ハウスみかんや極早生みかん以外の早生温州を栽培している場合には、早生温州＝ハウスみかん＋極早生みかんとならなくてもかまいません。

【収穫時期の目安】 早生温州(9月～11月)・ハウスみかん(4月～7月)・極早生みかん(9月)・普通温州(11月～12月)

【 1 】 貴団体で集荷している栽培面積、結果樹面積及び出荷量について（「みかん」、「その他かんきつ類」）

品目		栽培面積		結果樹面積	出荷量	うち加工向け
みかん計	前年産	ha		ha	t	t
	本年産					
	早生温州	前年産		ha	t	
		本年産				
	うち ハウスみかん	前年産		ha	t	
		本年産				
	うち 極早生みかん	前年産		ha	t	
		本年産				
	普通温州	前年産		ha	t	
		本年産				
その他かんきつ類	前年産	ha				
	本年産					

【 2 】 入れ目率・減耗量等について（「みかん」のみ）

品目	入れ目率	減耗量等
みかん計	前年産	% t
	本年産	% t

○ 「入れ目」とは、出荷の際に表示されている数量よりも多めに入れることをいい、入り目、余マスなどとも言われます。平均的な入れ目率を記入してください。
例えば、出荷荷姿が100kgですが、101kg程度にして出荷している場合は、1.0%と記入してください。

○ 「減耗量等」は、倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなった量を記入してください。

【 3 】 栽培面積及び結果樹面積の増減要因等について（「みかん」、「その他かんきつ類」）

主な増減要因（新植・廃園等）、増減地域及び増減面積について記入してください。

貴団体において、貴団体に出荷されない管内の栽培団地等の状況（栽培面積、結果樹面積、栽培地域等）について記入してください。

【 4 】 作柄及び被害の状況について（「みかん」のみ）

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因（複数回答可）									
良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他

被害以外の増減要因（品種、栽培方法などの変化）があれば、記入してください。



統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

調査票コード

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年産

果樹作付面積調査・収穫量調査 調査票(団体用)

〇〇〇用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線を取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例						

ご記入いただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

本年産の貴団体の状況について、「記入上の注意」を参考に記入してください。

記入上の注意

- 「栽培面積」は、貴団体の管内において、集荷・取扱いを行う栽培団地等の栽培面積を記入してください。
- 「結果樹面積」は、栽培面積のうち、貴団体の生産者が本年産の果実を収穫するために結果させた面積を記入してください。
- 面積の単位は「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 「出荷量」は、調査票記入時点で出荷していない集荷物がある場合は、本年産の見込みの出荷量を見積もって記入してください。
- ジャム、ドライフルーツなどの加工品として出荷した場合は、加工前の生重量に換算して記入してください。
- 品目ごとの注意事項

裏面に進んでください。

【 1 】 貴団体で集荷している栽培面積、結果樹面積及び出荷量について

品目		栽培面積	結果樹面積 (パインアップルは収穫面積)	出荷量	うち加工向け (りんご、パインアップルのみ)
	前年産		ha	t	t
	本年産				
	前年産		ha	t	t
	本年産				
	前年産		ha	t	t
	本年産				

【 2 】 入れ目率・減耗量等について

品目	入れ目率	減耗量等
	前年産 %	t
	本年産 %	t
	前年産 %	t
	本年産 %	t
	前年産 %	t
	本年産 %	t

- 「入れ目」とは、出荷の際に表示されている数量よりも多めに入れることをいい、入り目、余マスなどとも言われます。平均的な入れ目率を記入してください。
例えば、出荷荷姿が100kgですが、101kg程度にして出荷している場合は、1.0%と記入してください。
- 「減耗量等」は、倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなった量を記入してください。

【 3 】 栽培面積及び結果樹面積の増減要因等について

主な増減要因(新植・廃園等)、増減地域及び増減面積について記入してください。

貴団体において、貴団体に出荷されない管内の栽培団地等の状況(栽培面積、結果樹面積、栽培地域等)について記入してください。

【 4 】 作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他

被害以外の増減要因(品種、栽培方法などの変化)があれば、記入してください。

秘
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
作物統計



統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年産
野菜作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)
春植えばれいしょ用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。
- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。
- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	1	1	9	8	6	3
-----	---	---	---	---	---	---

記入例		→	
-----	--	---	--

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【１】貴団体に集荷している春植えばれいしょの作付面積及び出荷量について

記入上の注意

- 主たる収穫・出荷期間は、**北海道は9月から10月まで、都府県は4月から8月まで**ですが、**この期間以降に出荷を予定している量も含めて**記入してください。
- 作付面積の単位は「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の結果は「0.0」と記入してください。
- 作付面積及び出荷量には**種ばれいしょを含めない**でください。
- 出荷量の「**うち加工向け**」は**でんぶん原料用及び加工食品用**です。

作物名	作付面積	出荷量	うち加工向け
春植え ばれいしょ	前年産	ha	t
	本年産		

【２】入れ目率・減耗量等について

作物名	入れ目率	減耗量等
春植え ばれいしょ	前年産	%
	本年産	

- 「入れ目」とは、出荷の際に表示されている数量よりも多めに入れることをいい、入り目、余マスなどとも言われます。平均的な入れ目率を記入してください。例えば、出荷荷姿が100kgですが、101kg程度にして出荷している場合は、1.0%と記入してください。
- 「減耗量等」は集荷後、腐敗や長期貯蔵によって出荷するまでに生じた目減り数量及び種子用、飼料用に販売した数量を記入してください。

【３】作付面積の増減要因等について

作付面積の主な増減要因について記入してください。
主な増減地域と増減面積について記入してください。
貴団体において、貴団体に出荷されない管内の作付団地等の状況（作付面積、作付地域等）を把握していれば記入してください。

【４】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
春植えばれいしょ																

被害以外の増減要因（品種、栽培方法などの変化）があれば、記入してください。

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

年 産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年 産 野菜作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマ스에まとめて記入してください。
- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	3
記入例					

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】貴団体に集荷している作付面積及び出荷量について

記入上の注意

- 「作付面積」は、は種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積を記入してください。単位は「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 「出荷量」には、**種子用や飼料用として出荷した量は含めません。**
- 「加工向け」は、**加工場や加工を目的とする業者へ出荷した量**を記入してください。
- 「業務用向け」は、飲食店、学校給食、ホテルや総菜等を含む**外食産業や中食産業に出荷した量**を記入してください。
- 「入れ目」とは、出荷の際に表示されている数量よりも多めに入れることをいい、入り目、余マスなどとも言われます。平均的な入れ目率を記入してください。例えば、出荷荷姿が100kgですが、101kg程度にして出荷している場合は、1.0%と記入してください。
- 「減耗量等」は集荷後、腐敗や長期貯蔵によって出荷するまでに生じた目減り数量及び種子用、飼料用に販売した数量を記入してください。

【 1 】 貴団体で集荷している作付面積及び出荷量について(続き)

品目名 品目コード	主たる収穫 ・ 出荷期間	区分	作付面積	出荷量			入れ目率	減耗量等
				うち加工向け		うち業務用向け		
		前年産	ha	t	t	t	%	kg
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産						
		前年産						
		本年産</						

【 1 】 貴団体で集荷している作付面積及び出荷量について(続き)

品目名 品目コード	主たる収穫 ・出荷期間	区分	作付面積	出荷量		入れ目率	減耗量等
				うち加工向け	うち業務用向け		
		前年産	ha	t	t	%	kg
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					
		前年産					
		本年産					

【 1 】 貴団体で集荷している作付面積及び出荷量について(続き)

品目名 品目コード	主たる収穫 ・出荷期間	区分	作付面積	出荷量		入れ目率	減耗量等	
				うち加工向け	うち業務用向け			
		前年産	ha	t	t	t	%	kg
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	
		前年産						
		本年産	.				.	

【２】作付面積、生育、作柄及び被害の状況について

主な品目ごとの作付面積の増減要因について記入してください。
主な品目ごとの増減地域と増減面積について記入してください。
主な品目ごとの生育、作柄及び被害状況について記入してください。

秘
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
作物統計



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

調査票	枚目のうち	枚目	調査票コード				
年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号			

令和 年産 野菜作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用)

指定産地(市町村)用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。

記入例				9	8	7	6	5	4	0
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

すきまをあける

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例	11	2	3
-----	----	---	---

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【 1 】 貴団体に集荷している市町村別の作付面積及び出荷量について

記入上の注意

- その品目の**指定産地が存在する市町村**について、**指定産地の内外にかかわらず**記入してください。
- 「作付面積」は、は種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積を記入してください。単位は「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 「作付面積」及び「出荷量」には、**種子用や飼料用は含めません**。
- トマトには、ミニトマトを含めてください。

品目名 コード	主たる収穫 ・ 出荷期間	指定産地名 コード	市町村名 コード	区分	作付面積 ha	出荷量 t
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		

【 1 】 貴団体で集荷している市町村別の作付面積及び出荷量について(続き)

品目名 コード	主たる収穫 ・ 出荷期間	指定産地名 コード	市町村名 コード	区分	作付面積 ^{ha}	出荷量 ^t
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		

次のページに進んでください。

【 1 】 貴団体に集荷している市町村別の作付面積及び出荷量について(続き)

品目名 コード	主たる収穫 ・ 出荷期間	指定産地名 コード	市町村名 コード	区分	作付面積 ha	出荷量 t
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

秘

農林水産省



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年 産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年産

花き作付面積調査・出荷量調査調査票(団体用)

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例						

- ★ 該当する場合は、記入例のように
点線をなぞってください。

ご記入いただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【 1 】 貴団体で集荷している作付(収穫)面積及び出荷量について

記入上の注意

- **本年の1月から12月までに出荷したもの**について、記入してください。
- 「作付(収穫)面積」は、被害等で出荷できなかった面積も含めてください。
また、1年間のうち、同じほ場に2回以上作付けした場合や2段以上のベッド(棚)で栽培した場合、その**延べ面積**としてください。
- 1a(歩、㎡)、1,000本(鉢、球)に満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例:0.4a、400本→「0」、0.5a、500本→「1」)

記入する作付(収穫)面積の単位の点線をなぞって選択してください。

a(畝)

步(坪)

 m^2

品目名	品目コード	本年(1月～12月)		前年(1～12月)	
		作付(収穫)面積	出荷量	作付(収穫)面積	出荷量
切り花類					
				千本	千本

裏面に進んでください。

【 1 】 貴団体で集荷している作付(収穫)面積及び出荷量について(続き)

品目名	品目コード	本年(1月～12月)		前年(1～12月)	
		作付(収穫)面積	出荷量	作付(収穫)面積	出荷量
<切り花類続き>					
			千本		千本
球根類					
			千球		千球
鉢ものの類					
			千鉢		千鉢
花壇用苗ものの類					
			千本		千本

【2】 作付(収穫)面積の増減理由、生育及び被害の発生状況等について

作付(収穫)面積の主な増減理由について記入してください。
生育、作柄、被害の発生状況等について記入してください。

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

別記様式第14号

調査票コード

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産 畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用)

陸稲用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。

- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	／	→	／			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【１】本年の生産の状況について

本年の作付状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、作付けを行った	／
本年、作付けを行わなかった	／

【２】来年以降の作付予定について

来年以降の作付予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、作付予定がある	／
来年以降、作付予定はない	／
今のところ未定	／
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	／

・**本年作付けを行った方は、【３】(裏面)に進んでください。**

・**本年作付けを行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、作付けを行った方のみ記入してください。

【3】作付面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の作付面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

記入上の注意

- **陸稲品種を田に作付けしたものは除きます。** 水稻品種を畑に作付けしたものは陸稲に含めますが、**計画的にかんがいを行い栽培するものは除きます。**
- **「作付面積」は、被害等で収穫できなかった面積(収穫量のなかった面積)も含めてください。**
また、1年間のうち、同じほ場に複数回作付けした場合(収穫後、同じ作物を新たに植えた場合)は、その延べ面積としてください。
- 「収穫量」は、「俵」、「袋」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
(例:30kg紙袋で150袋出荷した場合→4,500kgと記入)
- 「出荷量」は、共同出荷、直売所へのお荷、個人販売など、販売先を問わず、販売した全ての量を含めてください。また、販売する予定で保管されている量も「出荷量」に含めてください。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例:0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入)
- **「自家用、無償の贈与、種子用等の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、翌年産の種子用にするもの、収穫後、販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなったものなどを指します。**
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などを行います。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。

作物名	作付面積 <u>(借入地を含む。)</u>		収穫量			
			出荷量 (販売した量及び販売 目的で保管している量)		自家用、 無償の贈与、 種子用等の量	
	(町) ha	(反)(畝) a	t	kg	t	kg
陸稲						

○ 記入した出荷量について該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。

【4】出荷先の割合について

作物名	加工業者	直売所・ 消費者へ 直接販売	市場	農協以外の 集出荷団体	農協	その他	合計
陸稲	%	%	%	%	%	%	100%

【5】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
陸稲	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

秘
農林水産省



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

調査票コード

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産 畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用)

小麦(子実用)、二条大麦(子実用)、六条大麦(子実用)、はだか麦(子実用)、
大豆(乾燥子実)、そば、かんしょ用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	7	5	3
記入例		→				

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】 本年の生産の状況について

本年の作付状況について教えてください。

必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、作付けを行った	
本年、作付けを行わなかった	

【2】 来年以降の作付予定について

来年以降の作付予定について教えてください。

必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、作付予定がある	
来年以降、作付予定はない	
今のところ未定	
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	

・ **本年作付けを行った方は、【3】(裏面)に進んでください。**

・ **本年作付けを行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、作付けを行った方のみ記入してください。

【3】作付面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の作付面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

記入上の注意

- 「作付面積」及び「うち田」は、被害等で収穫できなかった面積（収穫量のなかった面積）も含めて、記入してください。また、1年間のうち、同じほ場に複数回作付けした場合（収穫後、同じ作物を新たに植えた場合は、その延べ面積としてください。
- 「収穫量」は、「俵」、「袋」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
（例：30kg紙袋で150袋出荷した場合→4,500kgと記入）
- 「出荷量」は、共同出荷、直売所への出荷、個人販売など、販売先を問わず、販売した全ての量を含めてください。また、販売する予定で保管されている量も「出荷量」に含めてください。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
（例：0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入）
- 「自家用、無償の贈与、種子用等の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、翌年産の種子用にするもの、収穫後、販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなったものなどを指します。
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。

作物名	作付面積 (借入地を含む。)			うち田			収穫量							
	(町)(反)(畝)			(町)(反)(畝)			出荷量 (販売した量及び販売 目的で保管している量)				自家用、 無償の贈与、 種子用等の量			
	ha	a		ha	a		t	kg			t	kg		

○ 記入した出荷量について該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。

【4】出荷先の割合について

作物名	加工業者	直売所・ 消費者へ 直接販売	市場	農協以外の 集出荷団体	農協	その他	合計
	%	%	%	%	%	%	100%
	%	%	%	%	%	%	100%
	%	%	%	%	%	%	100%

【5】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良 並 悪			少 並 多			高温	低温	日照 不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣 害	その他

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

調査票コード

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産

飼料作物作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用)

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線を取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/			

- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】 本年の生産の状況について

【2】 来年以降の作付(栽培)予定について

本年の作付(栽培)状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降の作付(栽培)予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、作付け(栽培)を行った	/
本年、作付け(栽培)を行わなかった	/

来年以降、作付(栽培)予定がある	/
来年以降、作付(栽培)予定はない	/
今のところ未定	/
農業をやめたため、農作物を 作付け(栽培)する予定はない	/

・ **本年作付け(栽培)を行った方は、【3】(次のページ)に進んでください。**

・ **本年作付け(栽培)を行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、作付け(栽培)を行った方のみ記入してください。

【3】飼料作物の作付(栽培)面積について

本年産の作付(栽培)面積について記入してください。

記入上の注意

- 「作付(栽培)面積」には、牧草専用地、田や畑のほか農地以外での栽培など、牧草の栽培に利用した全ての面積を記入してください。
- 同じ土地で複数回牧草を収穫した場合であっても、「作付(栽培)面積」は、収穫した延べ面積ではなく、実際の面積(実面積)を記入してください。
- 牧草とは次のようなものをいいます。
(いね科牧草)
イタリアンライグラス、ハイブリッドライグラス、ペレニアルライグラス、トールフェスク、メドーフェスク、オーチャードグラス、チモシー、レッドトップ、バヒアグラス、ダリスグラス、ローズグラス、リードカナリグラス、スーダングラス、テオシント、その他いね科牧草(ブロームグラス類、ホイトグラス類、ブルーグラス類等)
(豆科牧草)
アルファルファ、クローバー類、セスバニア、その他豆科牧草(ベッチ類、ルーピン類、レスペデザ類等)
- 飼料用稲、WCS用稲、えん麦、らい麦、大豆等の青刈り作物は牧草には含まれませんのでご注意ください。

	作付(栽培)面積 (借入地を含む。)				うち田			
	(町)		(反)(畝)		(町)		(反)(畝)	
	ha		a		ha		a	

以降の収穫量に係る調査対象品目について

以下の【4】以降の設問については、○を付している作物について記入してください。

牧草		次のページ【4】及び最後のページ【7】について、記入してください。
青刈りとうもろこし		最後のページの【5】及び【7】について、記入してください。
ソルゴー		最後のページの【6】及び【7】について、記入してください。

【 4 】 牧草について

どちらか分かる方で本年産の収穫量について記入してください。

1 収穫量が重量(生重量)で分かる場合

収穫量計				t		kg
1 番刈り				t		kg
2 番刈り				t		kg
3 番刈り				t		kg
4 番刈り				t		kg

記入上の注意

- 刈取り時期ごとの収穫量を記入の上、「収穫量計」の欄に合計を記入してください。(刈取り時期ごとに分からない場合は、「収穫量計」のみに記入してください。)

2 生重量で分からない場合

＜ラッピング又は梱包を行っている場合＞

	個数(個)	1個当たりのおおよその重量
ラッピング		kg
梱包		

＜固定サイロを用いている場合＞

サイロの容積	m
充足率	%

＜簡易サイロを用いている場合＞

サイロの容積	m
--------	---

記入上の注意

- ラッピングマシンを用いている場合は、「ラッピング」欄にラッピング個数及び1個当たりの重量を記入してください。
- 乾燥後、梱包を行っている場合は、「梱包」欄に梱包個数及び1個当たりの重量を記入してください。
- 固定サイロとは、塔型サイロ(タワーサイロ)、バンカーサイロなど四方を構築物で固められたものをいいます。なお、「充足率」は、固定サイロの容積に対する本年の利用割合を記入してください。
- 簡易サイロを利用した場合は、使用した全てのサイロの容積の合計を記入してください。

次のページに進んでください。

【 5 】青刈りとうもろこしについて

どちらか分かる方で本年産の収穫量について記入してください。

1 収穫量が重量(生重量)で分かる場合	2 生重量で分からない場合												
収穫量 t kg 記入上の注意 ○ 固定サイロとは、塔型サイロ(タワーサイロ)、バンカーサイロなど四方を構築物で固められたものをいいます。なお、「充足率」は、固定サイロの容積に対する本年の利用割合を記入してください。 ○ 簡易サイロとは、スタックサイロ、バキュームサイロ、バッグサイロなど固定式以外のものをいいます。また、し字型バンカーサイロなど固定式でないものは簡易サイロに含めてください。 なお、簡易サイロを利用した場合は、使用した全てのサイロの容積の合計を記入してください。 ○ ラッピングマシンを用いている場合は、「ラッピング」欄にラッピング個数及び1個当たりの重量を記入してください。	＜固定サイロを用いている場合＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サイロの容積</td> <td style="width: 50%;"> m</td> </tr> <tr> <td>充足率</td> <td> %</td> </tr> </table> ＜簡易サイロを用いている場合＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サイロの容積</td> <td style="width: 50%;"> m</td> </tr> </table> ＜ラッピングを行っている場合＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">個数(個)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1個当たりのおおよその重量</td> </tr> <tr> <td>ラッピング</td> <td></td> <td> kg</td> </tr> </table>	サイロの容積	 m	充足率	 %	サイロの容積	 m		個数(個)	1個当たりのおおよその重量	ラッピング		 kg
サイロの容積	 m												
充足率	 %												
サイロの容積	 m												
	個数(個)	1個当たりのおおよその重量											
ラッピング		 kg											

【 6 】ソルゴーについて

どちらか分かる方で本年産の収穫量について記入してください。

1 収穫量が重量(生重量)で分かる場合	2 生重量で分からない場合												
収穫量 t kg 記入上の注意 ○ 固定サイロとは、塔型サイロ(タワーサイロ)、バンカーサイロなど四方を構築物で固められたものをいいます。なお、「充足率」は、固定サイロの容積に対する本年の利用割合を記入してください。 ○ 簡易サイロとは、スタックサイロ、バキュームサイロ、バッグサイロなど固定式以外のものをいいます。また、し字型バンカーサイロなど固定式でないものは簡易サイロに含めてください。 なお、簡易サイロを利用した場合は、使用した全てのサイロの容積の合計を記入してください。 ○ ラッピングマシンを用いている場合は、「ラッピング」欄にラッピング個数及び1個当たりの重量を記入してください。	＜固定サイロを用いている場合＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サイロの容積</td> <td style="width: 50%;"> m</td> </tr> <tr> <td>充足率</td> <td> %</td> </tr> </table> ＜簡易サイロを用いている場合＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サイロの容積</td> <td style="width: 50%;"> m</td> </tr> </table> ＜ラッピングを行っている場合＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">個数(個)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1個当たりのおおよその重量</td> </tr> <tr> <td>ラッピング</td> <td></td> <td> kg</td> </tr> </table>	サイロの容積	 m	充足率	 %	サイロの容積	 m		個数(個)	1個当たりのおおよその重量	ラッピング		 kg
サイロの容積	 m												
充足率	 %												
サイロの容積	 m												
	個数(個)	1個当たりのおおよその重量											
ラッピング		 kg											

【 7 】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少				主な被害の要因(複数回答可)										
	良	並	悪	少	並	多		高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他	
牧草	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
青刈りとうもろこし	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
ソルゴー	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産 畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用) なたね(子実用)用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	—	→	—			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】本年の生産の状況について

本年の作付状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、作付けを行った	—
本年、作付けを行わなかった	—

【2】来年以降の作付予定について

来年以降の作付予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、作付予定がある	—
来年以降、作付予定はない	—
今のところ未定	—
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	—

・**本年作付けを行った方は、【3】(裏面)に進んでください。**

・**本年作付けを行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、作付けを行った方のみ記入してください。

【3】作付面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の作付面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

記入上の注意

- 子実用(食用として搾油するもの)のみの作付面積及び収穫量を記入してください。
工業用に搾油するもの、菜花や花菜などの野菜として収穫するもの、青刈りするもの、緑肥としてすき込むものなどはいずれも含めないでください。
- 「作付面積」は、被害等で収穫できなかった面積(収穫量のなかった面積)も含めてください。
また、1年間のうち、同じほ場に複数回作付けした場合(収穫後、同じ作物を新たに植えた場合)は、その延べ面積としてください。
- 「収穫量」は、「俵」、「袋」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
(例: 30kg紙袋で150袋出荷した場合→4,500kgと記入)
- 「出荷量」は、共同出荷、直売所へのお荷、個人販売など、販売先を問わず、販売した全ての量を含めてください。また、販売する予定で保管されている量も「出荷量」に含めてください。
- 製油業者に委託し、なたね油を現物で受け取った場合は、なたねの子実(に換算した重量を)出荷量、自家用等の数量別に記入してください。
- 「自家用、無償の贈答用、種子用等の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、翌年産の種子用にするもの、収穫後、販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなったものなどを指します。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例: 0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入)
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。

作物名	作付面積 (借入地を含む。)			収穫量					
	(町)(反)(畝)			出荷量 (販売した量及び販売 目的で保管している量)			自家用、 無償の贈答用、 種子用等の量		
	ha	a		t	kg		t	kg	
なたね									

○ 記入した出荷量について該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。

【4】出荷先の割合について

作物名	製油業者	直売所・ 消費者へ 直接販売	市場	農協以外の 集出荷団体	農協	その他	合計
なたね							100%

【5】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
なたね																

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産 果樹作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用) みかん・その他かんきつ類用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください)。
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	—	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

調査対象の作物(農林水産省職員があらかじめ記入しております。)

みかん	
その他かんきつ類 (みかん以外の全てのかんきつ類)	

1 「みかん」に○がある方は、みかんの設問について記入してください。

2 「その他かんきつ類」に○がある方は、その他かんきつ類の設問について記入してください。

【1】本年の栽培状況について

本年の栽培状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

	みかん	その他かんきつ類
本年、栽培を行った	—	—
本年、栽培を行わなかった	—	—

【2】来年以降の栽培予定について

来年以降の栽培予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

	みかん	その他かんきつ類
来年以降、栽培予定がある	—	—
来年以降、栽培予定はない	—	—
今のところ未定	—	—
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	—	—

・**本年、栽培を行った方は、【3】(裏面)に進んでください**

・本年、栽培を行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。
御協力ありがとうございました。

本年、栽培を行った方のみ記入してください。

記入上の注意

- 「**その他かんきつ類**」は、みかん以外の全てのかんきつ類を含みます。
- 「**栽培面積**」は、調査対象となっている果実を栽培している面積（本年産の果実を収穫しなかった面積を含む。）を記入してください。
- 「**結果樹面積**」は、栽培面積のうち、本年産の果実を収穫するために結果させた面積を記入してください。
- 「**出荷量**」は、共同出荷、農協や市場へ出荷したものや、消費者に直接販売したものなど、販売した全ての量を記入してください。「箱」、「袋」、「t」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
（例：10kg箱で150箱出荷した場合→1,500kgと記入）
- 「**自家用、無償の贈与の量**」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、収穫後、販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなったものなどを指します。
- ジャム、ドライフルーツなどの加工品として出荷した場合は、加工前の生重量に換算して記入してください。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
（例：0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入）
- 「**出荷先の割合**」は、記入した「出荷量」について、該当する出荷先に出荷した割合を％で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。
- みかん計＝早生温州＋普通温州となるように記入してください。また、ハウスみかんや極早生みかん以外の早生温州を栽培している場合には、早生温州＝ハウスみかん＋極早生みかんとならなくてもかまいません。
【収穫時期の目安】
早生温州（9月～11月）・ハウスみかん（4月～7月）・極早生みかん（9月）・普通温州（11月～12月）

【3】栽培面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について（「みかん」、「その他かんきつ類」）

本年産の栽培面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

品目	栽培面積		結果樹面積		収穫量			
	（借入地を含む。）		（借入地を含む。）		出荷量		自家用、無償の贈与の量	
	（町） ha	（反） a	（町） ha	（反） a	（販売した量及び販売目的で保管している量） t	kg	t	kg
みかん計								
早生温州								
ハウスみかん								
極早生みかん								
普通温州								
その他かんきつ類								

【4】出荷先の割合について（「みかん」、「その他かんきつ類」）

「みかん計」で記入した出荷量について、該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。
「その他かんきつ類」で記入した栽培面積で収穫した収穫量について、該当する出荷先に出荷した割合、自家用等の割合を記入してください。

品目	加工業者 %	直売所・消費者へ直接販売 %	市場 %	農協以外の集出荷団体 %	農協 %	その他 %	自家用、無償の贈与 %	合計
みかん計								100%
その他かんきつ類								100%

「その他かんきつ類」のみの方は、ここで終了となります。

【5】作柄及び被害の状況について（「みかん」のみ）

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

品目	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因（複数回答可）									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
みかん計																

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく基幹統計

作物統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産 果樹作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用) 〇〇〇用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】本年の栽培状況について

本年の栽培状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、栽培を行った	/
本年、栽培を行わなかった	/

【2】来年以降の栽培予定について

来年以降の栽培予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、栽培予定がある	/
来年以降、栽培予定はない	/
今のところ未定	/
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	/

・**本年、栽培を行った方は、【3】(裏面)に進んでください。**

・**本年、栽培を行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、栽培を行った方のみ記入してください。

記入上の注意

- 「栽培面積」は、調査対象となっている果実を栽培している面積（本年産の果実を収穫しなかった面積を含む。）を記入してください。
- 「結果樹面積」は、栽培面積のうち、本年産の果実を収穫するために結果させた面積を記入してください。
- 「出荷量」は、共同出荷、農協や市場へ出荷したものや、消費者に直接販売したものなど、販売した全ての量を記入してください。「箱」、「袋」、「t」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。（例：10kg箱で150箱出荷した場合→1,500kgと記入）
- 「自家用、無償の贈与の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、収穫後、販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなったものなどを指します。
- ジャム、ドライフルーツなどの加工品として出荷した場合は、加工前の生重量に換算して記入してください。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。（例：0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入）
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について、該当する出荷先に出荷した割合を％で記入してください。「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。

- 「品目ごとの注意事項」

【3】栽培面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の栽培面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

品目	栽培面積		結果樹面積 (バインアップルは収穫面積)		収穫量			
	(借入地を含む.)		(借入地を含む.)		出荷量 (販売した量及び販売 目的で保管している量)		自家用、 無償の贈与の量	
	(町)	(反)(畝)	(町)	(反)(畝)	t	kg	t	kg

【4】出荷先の割合について

記入した出荷量について、該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。

品目	加工業者 %	直売所・ 消費者へ 直接販売 %	市場 %	農協以外の 集出荷団体 %	農協 %	その他 %	合計
							100%
							100%
							100%

【5】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

品目	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照 不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

調査票コード

秘
農林水産省統計法に基づく基幹統計
作物統計統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年 産
野菜作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用)
春植えばれいしょ用

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
○ 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、
その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
○ 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	-----	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】 本年の生産の状況について

本年の作付状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、作付けを行った	-----
本年、作付けを行わなかった	-----

【2】 来年以降の作付予定について

来年以降の作付予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、作付予定がある	-----
来年以降、作付予定はない	-----
今のところ未定	-----
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	-----

・ **本年作付けを行った方は、【3】(裏面)に進んでください。**

・ **本年作付けを行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、作付けを行った方のみ記入してください。

【3】作付面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の作付面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

記入上の注意

- 「作付面積」は、被害等で収穫できなかった面積(収穫量のなかった面積)も含めてください。
また、1年間のうち、同じほ場に複数回作付けした場合(収穫後、同じ作物を新たに植えた場合)は、その延べ面積としてください。
- 「収穫量」は、「箱」、「袋」、「t」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
(例:10kg箱で150箱出荷した場合→1,500kgと記入)
- 「出荷量」は、農協や市場へ出荷したものや、消費者に直接販売したものなど、販売した全ての量を含めてください。また、販売する予定で保管されている量も「出荷量」に含めてください。
なお、種子用のばれいしは出荷量に含めないでください。
- 「自家用、無償の贈与、種子用等の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、翌年産の種子用にするもの、収穫後に販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなった量などを指します。
- 北海道は、9月～10月に主に収穫、出荷したのについて記入してください。
なお、9月以前に出荷した量、又は10月以降に出荷が予定されている場合はその量も出荷量に含めてください。
都府県は、4月～8月に主に収穫、出荷したのについて記入してください。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例:0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入)
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。

作物名	作付面積 (町)(反)(畝) ha a	収穫量					
		出荷量 (販売した量及び販売 目的で保管している量) t kg			自家用、 無償の贈与、 種子用等の量 t kg		
春植えばれいしよ							

○ 記入した出荷量について該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。

【4】出荷先の割合について

作物名	加工業者 %	直売所・ 消費者へ 直接販売 %	市場 %	農協以外の 集出荷団体 %	農協 %	その他 %	合計
春植えばれいしよ							100%

【5】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
春植えばれいしよ																

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

調査票コード					
--------	--	--	--	--	--

秘	統計法に基づく基幹統計
農林水産省	作物統計



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産

野菜作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用)

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。
- ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。
調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。
詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】 本年の生産の状況について

本年の作付状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、作付けを行った	/
本年、作付けを行わなかった	/

【2】 来年以降の作付予定について

来年以降の作付予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、作付予定がある	/
来年以降、作付予定はない	/
今のところ未定	/
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	/

【1】本年の生産状況の確認で
・ **本年作付けを行った方は、【3】(次のページ)に進んでください。**
・ **本年作付けを行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、作付けを行った方のみ記入してください。

【3】作付面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の作付面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

記入上の注意

- 「作付面積」は、被害等で収穫できなかった面積(収穫量のなかった面積)も含めてください。
また、1年間のうち、同じほ場に複数回作付けした場合(収穫後、同じ作物を新たに植えた場合)は、その延べ面積としてください。
- 「収穫量」は、「箱」、「袋」、「t」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
(例:10kg箱で150箱出荷した場合→1,500kgと記入)
- 「出荷量」は、農協や市場へ出荷したものや、消費者に直接販売したものなど、販売した全ての量を含めてください。
また、販売する予定で保管されている量も「出荷量」に含めてください。
- 「自家用、無償の贈与、種子用等の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、翌年産の種子用にするもの、収穫後に販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなった量などを指します。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例:0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入)
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパーなどを含みます。
- 「主な被害の要因」は被害があった場合に記入してください。
(例:「高温」、「低温」、「日照不足」、「多雨」、「少雨」、「台風」、「病害」、「虫害」、「鳥獣害」、「その他」)

品目名	主たる収穫・出荷期間	品目コード	作付面積 (町)(反)(畝) haa		収穫量			出荷先の割合 (各出荷先の合計が100%となるようにしてください。)							被害の多少			主な被害の要因		
					出荷量 (販売した量及び販売目的で保管している量)		自家用、 無償の贈与、 種子用等の量	加工業者	外食産業 等の業者	直売所・ 消費者へ 直接販売	市場	農協以外 の集出荷 団体	農協	その他	少	並	多			
					t	kg	t												kg	%

【３】作付面積、出荷量及び自家消費等の量について（続き）

[illegible]

次のページに進んでください。

【３】作付面積、出荷量及び自家消費等の量について（続き）

[illegible]

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

秘
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
作物統計



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	経営体

令和 年産 花き作付面積調査・出荷量調査調査票(経営体用)

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください。(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスをまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例						

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】本年の作付状況について

本年の作付状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、作付けを行った	
本年、作付けを行わなかった	

【2】来年以降の作付予定について

来年以降の作付予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、作付予定がある	
来年以降、作付予定はない	
今のところ未定	
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	

【1】本年の生産状況の確認で

- ・ **本年作付けを行った方は、【3】(次のページ)に進んでください。**
- ・ **本年作付けを行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

本年、作付けを行った方のみ記入してください。

【3】作付(収穫)面積及び出荷量について

本年産の作付(収穫)面積及び出荷量について該当する品目ごとに記入してください。

記入上の注意

- 本年の1月から12月までに出荷したものについて、記入してください。
- 「作付(収穫)面積」は、被害等で出荷できなかった面積も含めてください。
また、1年間のうち、同じほ場に2回以上作付けした場合や2段以上のベッド(棚)で栽培した場合、その延べ面積としてください。
- 「出荷量」は、共同出荷、農協や市場へ出荷したものや、消費者に直接販売したものなど、販売した全ての量を含めてください。
- 1a(歩、㎡)、1,000本(鉢、球)に満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例:0.4a、400本→「0」、0.5a、500本→「1」)
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。
- 「主な被害の要因」は被害があった場合に記入してください。
(例:「高温」、「低温」、「日照不足」、「多雨」、「少雨」、「台風」、「病害」、「虫害」、「鳥獣害」、「その他」)

記入する作付(収穫)面積の単位の点線をなぞって選択してください。

a(畝)

歩(坪)

㎡

品目名	品目コード	本年(1月~12月)		出荷先の割合(%) (各出荷先の合計が100%となるようにしてください。)						被害の多少			主な被害の要因	
		作付(収穫)面積 (借入地を含む。)	出荷量	加工業者 %	直売所・消費者へ直接販売 %	市場 %	農協以外の集出荷団体 %	農協 %	その他 %	少	並	多		
切り花類														

【 3 】 作付(収穫)面積及び出荷量について（続き）

品目名	品目コード	本年（１月～12月）		出荷先の割合（％）（各出荷先の合計が100%となるようにしてください。）							被害の多少			主な被害の 要因
		作付（収穫） 面積 （借入地を含む。）	出荷量	加工業者 ％	直売所・ 消費者へ 直接販売 ％	市場 ％	農協以外 の集出荷 団体 ％	農協 ％	その他 ％	少	並	多		
<切り花類の続き>														

次のページに進んでください。

【 3 】 作付(収穫)面積及び出荷量について（続き）

品目名	品目コード	本年（１月～12月）		出荷先の割合（％）（各出荷先の合計が100%となるようにしてください。）							被害の多少			主な被害の要因	
		作付（収穫） 面積 （借入地を含む。）	出荷量	加工業者	直売所・ 消費者へ 直接販売	市場	農協以外 の集出荷 団体	農協	その他	少	並	多			
球根類															
鉢ものの類															
花壇用苗ものの類															

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

統計法に基づく基幹統計
作物統計

水稻(予想)収穫量調査
水稻作況標本(基準)筆調査票

秘
農林水産省



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全に期します。

調査者番号	①	②	③
-------	---	---	---

年産 西暦	都道府県	管理番号	作柄表示地帯	作況階層	標本単位区	筆通し番号

市町村 (筆所在地)	農林業センサスにおける基本指標番号				緯度		経度		標高
	旧市町村	農業集落	調査区	経営体	度分	度分	度分	m	

筆種類		地方設定コード								継続年数
標本筆	基準筆	A	B	C	D	E	F	G	H	
①	②									

1 観察・聞き取り事項

品種		作期		栽植様式		農家の刈取り方法		自脱型 コンバイン 刈取り条数	筆作付面積	刈逃し筆			選別に使用する幅						
(品種名)	うるち	もち	早期	普通	一期作	二期作	機械植え			手植え	ばら植え	直まき		コンバイン 普通型	コンバイン 自脱型	手刈り	通常	刈逃し	収穫皆無
	(コード)	①	②	①	②	③	④			③	④	⑤		⑥	①	②	③	④	①

MEMO

筆通し番号

2 栽植密度

畝幅・株間測定		畝幅 ⁽¹⁾	けい間の長さ ^{cm}	株間 ⁽²⁾	株間の長さ ^{cm}	1㎡当たり株数(けい長)	株 ^(cm)	刈取り株数 ^株
	I					*2		
	II					*2		
	III					*2		
	合計	(3)		(4)				
	平均	(5) *1*2		(6) *1*2				
	(7) 1㎡当たり株数	10000 (5) × (6)	*2	1㎡当たりけい長	10000 (5)	*2	1㎡当たり換算率 (0.01)	1㎡当たりけい長 60cm

$$(5) *1 = \frac{(3)}{(1) - 1} \times \text{調査箇所数}$$

$$(6) *1 = \frac{(4)}{(2) - 1} \times \text{調査箇所数}$$
^{*2} 小数点第1位まで記入すること

3 調査圃場の状況

調査けいの選定	標本単位区内 水稲作付筆数	調査箇所の略図
全けい数 n = けい 第1調査けい けい 第2調査けい けい 第3調査けい けい		
生育、登熟の特徴及びは場の状況		

4 穂数・もみ数調査

調査箇所	調査株号	調査					調査					調査					調査株号
		全穂数 本	無穂 本	有効穂 本	有効穂 本	全もみ数 最高穂下・2 粒	全穂数 本	無穂 本	有効穂 本	有効穂 本	全もみ数 最高穂下・2 粒	全穂数 本	無穂 本	有効穂 本	有効穂 本	全もみ数 最高穂下・2 粒	
I	1																1
	2																2
	3																3
	4																4
	5																5
	6																6
	7																7
	8																8
	9																9
	10																10
	小計																小計
II	1																1
	2																2
	3																3
	4																4
	5																5
	6																6
	7																7
	8																8
	9																9
	10																10
	小計																小計
III	1																1
	2																2
	3																3
	4																4
	5																5
	6																6
	7																7
	8																8
	9																9
	10																10
	小計																小計
合計	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)						合計	
平均(M)	(13)	(14)	(15)	(16)*	$\frac{(11)+(12)}{20}$	(13)	(14)	(15)	(16)*	$\frac{(11)+(12)}{20}$						平均(M)	
1㎡当たり(M)×(7) ただし (19)=(16)×(18)	(17)		(18)	(19)	100粒	(17)		(18)	(19)	100粒							

*小数点第1位まで記入すること

5 刈取り調査

刈取り日		月		日	
刈取り方法	3㎡当たり 整数株刈り ①		調製方法	総合選別機 ①	
	3㎡刈り ②			段ぶるい ②	

刈取時の 倒伏程度	全倒伏 ①	
	半倒伏 ③	
	倒伏無し ⑤	

刈 取 り 試 料		全	量	縮 分 重 量			
	未調製乾燥もみ重		g		g	玄米千粒重	重量
	粗玄米重					測	粒数
	玄米重						*
	1.70mmふるい下米重						g
	玄米水分	*		%			粒

再選別歩合				
*	%	等級	3等以上 ①	
			規格外 ②	

段 重 量 測 定	別*	総量	2.20mm以上	2.10mm	2.00mm	1.95mm	1.90mm
		g	g	g	g	g	g

1.85mm	1.80mm以上	1.75mm	1.70mm	底
g	g	g	g	g

再選別後

段 重 量 測 定	別*	総量	2.20mm以上	2.10mm	2.00mm	1.95mm	1.90mm
		g	g	g	g	g	g

1.85mm	1.80mm以上	1.75mm	1.70mm	底
g	g	g	g	g

*小数点第1位まで記入すること

秘
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
作物統計



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

調査票コード

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

令和 年産 茶収穫量調査調査票(団体用)

- この調査票は、**秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので**、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。

★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/			

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】本年の集荷の状況

本年の集荷(処理)状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、集荷(処理)を行った	/
本年、集荷(処理)を行わなかった	/

【2】来年以降の集荷予定

来年以降の集荷(処理)予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、集荷(処理)を行う予定である	/
来年以降、集荷(処理)を行う予定はない	/
今のところ未定	/

・**本年集荷(処理)を行った方は、【3】(裏面)に進んでください。**

・**本年集荷(処理)を行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。**
御協力ありがとうございました。

【3】貴工場で集荷している茶の生産量と摘採面積について

調査対象（農林水産省職員があらかじめ記入しております。）

1 年間計	
2 一番茶	

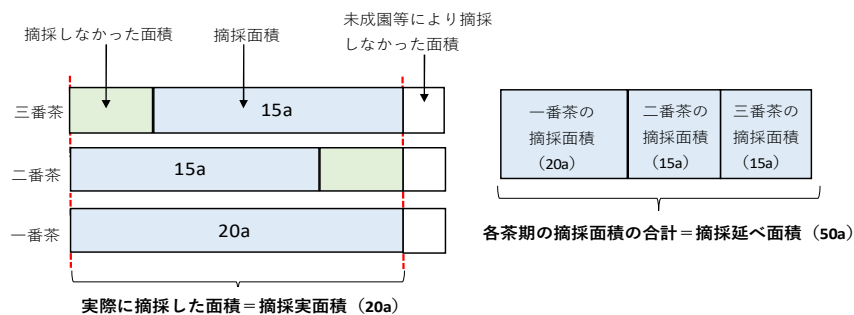
- 1 年間計にマークのある方は、「年間計」及び「うち一番茶」両方に記入してください。
- 2 一番茶にマークのある方は、「うち一番茶」のみ記入してください。
- 3 一番茶の調査をお願いした方は、再度年間計の調査をお願いすることがあります。
その際は両方にマークがつきます。

※「年間計」とは、冬春番茶、秋冬番茶及び一番茶から四番茶までの合計です。

記入上の注意

- 本年産の貴工場における生葉の処理量及びそれに対応する摘採面積を茶期ごとの合計及びうち一番茶について記入してください。
- 整枝・せん定をかねて刈り取った茶葉についても、荒茶に加工（刈り番茶）される場合は、集荷量、荒茶生産量及び摘採延べ面積に含めてください。
- 摘採実面積は、各茶期で複数回同じ園場を摘採しても、実際に摘採した面積を記入してください。
一方、摘採延べ面積は、各茶期で摘採した面積の合計を記入してください。

摘採実面積と
摘採延べ面積の
具体例
※四番茶以降を摘採
した場合も同様の考
え方で記入してくだ
さい。



項目		年間計	うち一番茶
生葉集荷 (処理)量	前年産	t	t
	本年産		
荒茶生産量	前年産	kg	kg
	本年産		
摘採実面積	前年産	ha (町) (反) (畝)	ha (町) (反) (畝)
	本年産		
摘採延べ面積	前年産	ha (町) (反) (畝)	
	本年産		

【4】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

茶期別	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	凍霜害	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	その他
年間計																
一番茶																

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

作物統計調査の必要性等について

1 調査の目的・必要性

作物統計調査は、作物統計（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計）を作成することで、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的として毎年実施している調査である。

調査等の結果は、国民生活の基礎である食料の安定供給の確保のための施策推進、農業経営の安定に係る対策の推進、食料自給率の算定等に利用されるなど、我が国全体の耕地面積、主要作物別の作付面積、収穫量等の実態を詳細にみる統計は他にはない。

【政府内において想定される主な利活用】

〔区分〕

■重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

■基幹統計など重要な統計作成への利用

□国際機関への提供など国際比較上の利用

■その他

〔具体的な利活用〕

- ① 食料・農業・農村基本計画（最新は令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）における品目ごとの生産量や作付面積等の KPI の設定及び検証等に利用
- ② 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）に基づき毎年策定されている「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」策定の基礎資料
- ③ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）に基づく「水田・畑作経営所得安定対策」における畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和対策の交付金単価の算定に利用
- ④ 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、農業共済制度により国が補填する損害額の認定における共済基準収量の算定に利用
- ⑤ 野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）及び「野菜生産出荷安定法施行規則」（昭和 41 年農林省令第 36 号）の規定に基づき、主要野菜の集団産地の指定、区域の変更、解除をする際の審査に利用
- ⑥ 果樹農業振興基本方針における目標栽培面積の策定及び目標達成に向けた生産指導・達成状況検証に利用 等

2 他の統計調査との重複

作付面積及び収穫量（出荷量）に関する基幹統計調査は、本調査以外にないが、一般統計調査としては、特定作物統計調査、地域特産野菜生産状況調査、花木等生産状況調査及び特用林産物生産統計調査（いずれも農林水産省実施）がある。しかし、これらは対象品目を相互に調整しており、重複なく整理している。

調査名	把握対象となる作物	調査周期	報告者
作物統計調査	水稻	毎年	・実測調査
	陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物、てんさい、さとうきび、野菜（指定野菜、特定野菜）、茶、果樹、花き（鉢物の花木類を含む。）		・農協等の関係団体 ・農林業経営体
特定作物統計調査	豆類（小豆、いんげん、らっかせい）、こんにゃく、いも、い	毎年	・農協等の関係団体 ・農林業経営体
地域特産野菜生産状況調査	上記2調査以外の野菜で地域特産の野菜（うど、エシャレット、オクラ等）	2年周期	・都道府県
花木等生産状況調査	花木類（鉢物を除く。）、芝、地被植物類	毎年	・生産組合
特用林産物生産統計調査	きのこ類、山菜類（いずれも上記4調査の対象外） 木炭等、薬草等、竹材・桐材等	毎年	・生産者

3 行政記録情報等の利活用

鹿児島県のさとうきび及び茶、長野県の花きについては、当該県が保有する行政記録情報等を活用している。

その他の作物・都道府県については、データの入手可能な時期が本調査に間に合わない、調査年の周期が違う（作物統計は1月から12月だが、行政記録情報等は4月から翌年3月である等）、調査対象品目の調査を行っていない、活用できる品目が限定的等の理由から、作物統計調査に代替することはできない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

本調査の対象となる農林業経営体のうち組織法人経営体についての重複是正については、毎年6月下旬までに母集団名簿をデータベース照合し、重複是正の対象となる経営体以外を抽出して調査を実施することとしている。調査履歴については、重複是正の後、速やかに調査対象名簿を提出する。また、調査票の提出期限は、作物の種類及び生育状況によって異なるが、概ね翌年の6月上旬には到来することから、最終的な調査結果名簿については、当該翌年の概ね9月上旬までに提出することを予定している。

また、関係団体等については全数調査であることから、重複是正は行わない。調査結果名簿については、前段同様の理由から当該翌年の概ね9月上旬までに提出することを予定している。（直近の調査結果名簿の履歴登録は令和7年9月に実施）